

2	前項第一号及び第三号の規定にかかるわらず、裁判所は、破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足するおそれがあると認めるときは、同項第一号の期間並びに同項第三号の期間及び期日を定めないことができる。
3	前項の場合において、裁判所は、破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足するおそれがなくなったと認めるときは、速やかに、第一項第一号の期間及び同項第三号の期間又は期日を定めなければならない。
4	第一項第二号の規定にかかるわらず、裁判所は、知れている破産債権者の数その他の事情を考慮して財産状況報告集会を招集することを相当地ないと認めるときは、同号の期日を定めないことができる。
5	第一項の場合において、知れている破産債権者の数が千人以上であり、かつ、相当と認めるときは、裁判所は、次条第四項本文及び第五項本文において準用する同条第三項第一号、第三十三条第三項本文並びに第百三十九条第三項本文の規定による破産債権者（同項本文の場合にあっては、同項本文に規定する議決権者。次条第二項において同じ。）に対する通知をせず、かつ、第一百十一条、第一百十二条又は第一百四十四条の規定により破産債権の届出をした破産債権者（以下「届出をした破産債権者」という。）を債権者集会の期日に呼び出さない旨の決定をすることができる。

(破産手続開始の公告等)

四	破産財団に属する財産の所持者及び破産債権を負担する者（第三項第二号において「財産所持者等」という。）は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない旨
五	第二百四条第一項第二号の規定による簡易配当をすることと認められる場合においては、簡易配当をすることは相当と認められる場合には、簡易配当をすることとつき異議のある破産債権者は裁判所に対し前条第一項第三号の期間の満了時又は同号の期日の終了時までに異議を述べるべき旨

2	前条第五項の決定があつたときは、裁判所は、前項各号に掲げる事項のほか、第四項本文及び第五項本文において準用する次項第一号、次条第三項本文並びに第百三十九条第三項本文の規定による破産債権者に対する通知をせば、かつ、届出をした破産債権者を債権者集会の期日に呼び出さない旨をも公告しなければならない。
3	次に掲げる者には、前二項の規定により公告すべき事項を通知しなければならない。
4	一 破産管財人、破産者及び知れている破産債権者
5	二 知れている財産所持者等

3	三 第九十五条第二項に規定する保全管理命令があつた場合における保全管理人
4	四 労働組合等（破産者の使用者その他の従業者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、破産者の使用者その他の従業者の過半数で組織する労働組合がないときは破産者の使用者その他の従業者の過半数を代表する者をいう。第七十八条第四項及び第一百三十六条第三項において同じ。）
5	五 第一項第三号及び前項第一号の規定により同条第一項第一号の期間及び同項第三号の期間又は期日を定めた場合について準用する。ただし、同条第五項の決定があつたときは、知れている破産債権者に対しては、当該通知をすることを要しない。

2	六 第一項第二号並びに第三項第一号及び第二号の規定は第一項第二号に掲げる事項に変更を生じた場合について、第一項第三号及び第三項第一号の規定は第一項第三号に掲げる事項に変更を生じた場合（前条第一項第一号の期間又は同項第二号の期日に変更を生じた場合に限る。）について準用する。ただし、同条第五項の決定があつたときは、知れている破産債権者に対しては、当該通知をすることを要しない。
3	七 第四項の決定又は前項の即時抗告についての裁判所に対する抗告をすることはできない。
4	八 第二十四条から第二十八条までの規定は、破産手続開始の申立てを棄却する決定に対しても、前項の即時抗告があつた場合において、当該決定を取り消す決定が確定したときは、直ちにその主文を公告し、かつ、前条第三項各号（第三号を除く。）
5	九 第三十五条他の法律の規定により破産手続開始の決定によって解散した法人又は解散した法人で破産手続開始の決定を受けたものは、破産手続による清算の目的の範囲内において、破産手続が終了するまで存続するものとみなす。

除く。）に掲げる者にその主文を通知しなければならない。ただし、第三十一条第五項の決定があつたときは、知れている破産債権者に対する通知をすることを要しない。

第三節 破産手続開始の効果

第一款 通則

（破産財団の範囲）

第三十四条 破産者が破産手続開始の時ににおいて有する一切の財産（日本国内にあるかどうかを問わない。）は、破産財団とする。

二 破産者が破産手続開始前に生じた原因に基づいて行うことがある将来の請求権は、破産財団に属する。

3	三 第一項の規定にかかるわらず、次に掲げる財産は、破産財団に属しない。
4	一 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第一百三十三条第三号に規定する額に二分の三を乗じた額の金銭
5	二 差し押さええることができない財産（民事執行法第百三十三条第三号に規定する金銭を除む。）ただし、同法第百三十二条第一項（同法第百九十二条において準用する場合を含む。）の規定により差押えが許されたもの及び破産手続開始後に差し押さえることができようになつたものは、この限りでない。
6	裁判所は、破産手続開始の決定があつた時から当該決定が確定した日以後一月を経過する日まで、破産者の申立てにより又は職権で決定で、破産者の生活の状況、破産手続開始の時において破産者が有していた前項各号に掲げた財産の種類及び額、破産者が収入を得る見込みその他的事情を考慮して、破産財団に属しない財産の範囲を拡張することができる。
7	裁判所は、前項の決定をするに当たつては、破産管財人の意見を聴かなければならない。ただし、第五号に掲げる者については、當該通知をすることを要しない。

（破産者の事業の継続）

第三十六条 破産手続開始の決定がされた後であつても、破産管財人は、裁判所の許可を得て、破産者の事業を継続することができる。

（破産者の居住に係る制限）

第三十七条 破産者は、その申立てにより裁判所の許可を得なければ、その居住地を離れることができない。

（破産者の引致）

第三十八条 裁判所は、必要と認めるときは、破産者の引致を命ずることができる。

（破産者に準ずる者への準用）

第三十九条 前二項の規定による引致は、引致状を発してしなければならない。

（破産手続開始の申立てがあつたときは、裁判所は、即時抗告をする前でも、債務者の引致を命ずることができる。）

（破産手続開始の申立てがあつたときは、裁判所は、即時抗告をする前でも、債務者の引致を命ずることができる。）

（破産者に準ずる者への準用）

第四十条 次に掲げる者は、破産管財人若しくは

（破産者等の説明義務）

（破産者等の代理人）

（破産者等の役員）

（破産者の従業者）

（法人の存続の擬制）

（破産債権者等の抗告）

（破産債権者等の引致）

て前の給付に係る破産債権について弁済がないことを理由としては、破産手続開始後は、その義務の履行を拒むことができない。

2 前項の双務契約の相手方が破産手続開始の申立て後破産手続開始前にした給付に係る請求権（一定期間ごとに債権額を算定すべき継続的給付については、申立ての日の属する期間内の給付に係る請求権を含む。）は、財団債権とする。

3 前二項の規定は、労働契約には、適用しない（貸貸借契約等）。

第五十六条 第五十三条第一項及び第二項の規定は、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定する契約について破産者の相手方が当該権利につき登記登録その他の第三者に対する抗することができる要件を備えている場合には、適用しない。

2 前項に規定する場合には、相手方の有する請求権は、財団債権とする。

（委任契約）

第五十七条 委任者について破産手続が開始された場合において、受任者は、民法第六百五十五条の規定による破産手続開始の通知を受けず、かつ、破産手続開始の事実を知らないで委任事務を処理したときは、これによつて生じた債権について、破産債権者としてその権利を行使することができる。

（市場の相場がある商品の取引に係る契約）

第五十八条 取引所の相場その他の市場の相場がある商品の取引に係る契約であつて、その取引の性質上特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができないものについて、その時期が破産手続開始後に到来すべきときは、当該契約は、解除されたものとみなす。

2 前項の場合において、損害賠償の額は、履行地又はその地の相場の標準となるべき地における同種の取引であつて同一の時期に履行すべきものの相場と当該契約における商品の価格との差額によつて定める。

3 第五十四条第一項の規定は、前項の規定による損害の賠償について準用する。

4 第一項又は第二項に定める事項について当該取引所又は市場における別段の定めがあるときは、その定めに従う。

5 第一項の取引を継続して行うためにその当事者間で締結された基本契約において、その基本

契約に基づいて行われるすべての同項の取引に係る契約につき生ずる第二項に規定する損害賠償の債権又は債務を差引計算して決済する旨の定めをしたときは、請求することができる損害賠償の額の算定については、その定めに従う。

第五十九条 交互通算は、当事者の一方について破産手続が開始されたときは、終了する。この場合においては、各当事者は、計算を閉鎖して、残額の支払を請求することができる。

2 前項の規定による請求権は、破産者が有するときは破産財団に属し、相手方が有するときは破産債権とする。

（為替手形の引受け又は支払等）

第六十条 為替手形の振出人又は裏書人について破産手続が開始された場合において、支払又は予備支払人がその事実を知らないで引受け又は支払をしたときは、その支払又は予備支払人は、これによつて生じた債権につき、破産債権者としてその権利行使することができる。

2 前項の規定は、小切手及び金銭その他の物又是有価証券の給付を目的とする有価証券について準用する。

3 第五十一一条の規定は、前二項の規定の適用について準用する。

（夫婦財産関係における管理者の変更等）

第六十一条 民法第七百五十八条规定第三項並びに第七百五十九条の規定は配偶者の財産を管理する者につき破産手続が開始された場合について、同法第八百三十五条の規定は親権を行つ者につき破産手続が開始された場合について準用する。

（第三款 取戻権）

第六十二条 破産手続の開始は、破産者に属しない財産を破産財団から取り戻す権利（第六十四条及び第七十八条规定第十三号において「取戻権」という。）に影響を及ぼさない。

3 第六十三条 売主が売買の目的である物品を買主に発送した場合において、買主がまだ代金の全額を弁済せば、かつ、到達地でその物品を受け取らない間に買主について破産手続開始の決定があつたときは、売主は、その物品を取り戻すことができる。ただし、破産管財人が代金の全額を支払つてその物品の引渡しを請求することを妨げない。

（第六十七条） 破産債権者は、破産手続開始の時に於て破産者に対し債務を負担するときは、その定めに従う。

3 第一項の取引を継続して行うためにその当事者間で締結された基本契約において、その基本

契約に基づいて行われるすべての同項の取引に係る契約につき生ずる第二項に規定する損害賠償の債権又は債務を差引計算して決済する旨の定めをしたときは、請求することができる損害賠償の額の算定については、その定めに従う。

2 前項の規定は、第五十三条第一項及び第二項の規定の適用を妨げない。

3 第一項の規定は、物品の買入れの委託を受けた問屋がその物品を委託者に発送した場合について準用する。この場合において、同項中「代金」とあるのは、「報酬及び費用」と読み替えるものとする。

（代償的取戻権）

（第六十四条） 破産者（保全管理人が選任されている場合においては、保全管理人）が破産手続開始前に取戻権の目的である財産を譲り渡した場合には、当該財産について取戻権を有する者は、反対給付の請求権の移転を請求することができる。破産管財人が取戻権の目的である財産を譲り渡した場合も、同様とする。

2 前項の場合において、破産管財人が反対給付を受けたときは、同項の取戻権を有する者は、破産管財人が反対給付として受けた財産の給付を請求することができる。

（第四款 別除権）

（別除権）

（第六十五条） 別除権は、破産手続によらないで、行使することができる。

2 担保権（特別の先取特権、質権又は抵当権を有する財産が破産管財人による任意売却その他の事由により破産財団に属しないこととなつた場合において当該担保権がなお存続するときにおける当該担保権を有する者も、その目的である財産について別除権を有する。）

（留置権の取扱い）

（第六十六条） 破産手続開始の時に於いて破産財団に属する財産につき存する商法又は会社法の規定による留置権は、破産財団に對しては特別の前項の特別の先取特権は、民法その他の法律の規定による他の特別の先取特権に後れる。

2 先取特権とみなす。

3 第一項に規定するものを除き、破産手続開始の時において破産財団に属する財産につき存する留置権は、破産財団に對してはその効力を失う。

（相殺権）

（第六十七条） 破産債権者は、破産手続開始の時に於て破産者に対し債務を負担するときは、その定めに従う。

3 第一項の取引を継続して行うためにその当事者間で締結された基本契約において、その基本

契約に基づいて行われるすべての同項の取引に係る契約につき生ずる第二項に規定する損害賠償の債権又は債務を差引計算して決済する旨の定めをしたときは、請求することができる損害賠償の額の算定については、その定めに従う。

2 前項の規定は、第五十三条第一項及び第二項の規定の適用を妨げない。

3 第一項の規定は、物品の買入れの委託を受けた問屋がその物品を委託者に発送した場合について準用する。この場合において、同項中「代金」とあるのは、「報酬及び費用」と読み替えるものとする。

（第五款 相殺権）

（第六十八条） 破産債権者が前項の規定により相殺をする場合の破産債権の額は、第一百三条第二項各号に掲げる債権の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、破産債権者の有する債権が無利息債権又は定期金債権であるときは、その破産債権者は、その債権の債権額から第九十九条第一項第二号から第四号までに掲げる部分の額を控除した額の限度においてのみ、相殺をすることができる。

（解除条件付債権を有する者による相殺）

（第六十九条） 解除条件付債権を有する者が相殺するときは、その相殺によつて消滅する債務の額について、破産財団のために、担保を供し、又は寄託をしなければならない。

2 前項の規定にかかる場合は、その債権額の限度において当該担保権がなお存続するときにおける当該担保権を有する者も、その目的である財産について別除権を有する。

（停止条件付債権等を有する者による寄託の請求）

（第七十条） 停止条件付債権又は将来の請求権を有する者は、破産者に対する債務を弁済する場合には、後に相殺をするため、その債権額の限度において弁済額の寄託を請求することができる。敷金の返還請求権を有する者が破産者に対する債務を弁済する場合も、同様とする。

（第七十一条） 破産債権者は、次に掲げる場合に相殺をすることができない。

1 破産手続開始後に破産財団に對して債務を負担したとき。

2 支払不能になつた後に契約によつて負担する債務を専ら破産債権をもつてする相殺に供する目的で破産者の財産の処分を内容とする契約を破産者との間で締結し、又は破産者に對して債務を負担する者の債務を引き受けけることを内容とする契約を締結することにより破産者に對して債務を負担した場合であつて、当該契約の締結の當時、支払不能であつたことを知っていたとき。

3 支払の停止があつた後に破産者に對して債務を負担した場合であつて、その負担の当

四	国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）又は国税徴収の例によつて徴収することのできる請求権（以下「租税等の請求権」という。）であつて、破産財団に関する破産手続開始後の原因に基づいて生ずるもの。
五	加算税（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第四号に規定する過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税をいう。）若しくは加算金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号に規定する過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金をいう。）の請求権はこれらに類する共助対象外国租税の請求権又はこれらに類する共助対象外国租税の請求権
六	罰金、科料、刑事訴訟費用、追徴金又は過料の請求権（以下「罰金等の請求権」といふ。）
七	破産手続参加の費用の請求権
八	第五十四条第一項（第五十八条第三項において準用する場合を含む。）に規定する相手方の損害賠償の請求権
九	第五十七条に規定する債権
十	第五十九条第一項の規定による請求権であつて、相手方の有するもの
十一	第六十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する債権
十二	第一百六十八条第二項第二号又は第三号に定める権利（優先的破産債権）
十三	第九十八条 破産財团に属する財産につき一般の先取特権その他一般的な優先権がある破産債権（次条第一項に規定する劣後的破産債権及び同条第二項に規定する約定劣後破産債権を除く。以下「優先的破産債権」という。）は、他の破産債権に優先する。
十四	前項の場合において、優先的破産債権間の優先順位は、民法、商法その他の法律の定めるところによる。
十五	優先権が一定の期間内の債権額につき存在する場合には、その期間は、破産手続開始の時からさかのぼつて計算する。（劣後の破産債権等）
十六	第九十九条 次に掲げる債権（以下「劣後の破産債権」という。）は、他の破産債権（次項に規定する約定劣後破産債権を除く。）に後れる。
十七	第一項第一号から第七号までに掲げる（劣後の破産債権等）
十八	請求権

一	二	三	四	五
二	三	四	五	六
三	四	五	六	七
四	五	六	七	八
五	六	七	八	九
六	七	八	九	十
七	八	九	十	十一
八	九	十	十一	十二
九	十	十一	十二	十三
十	十一	十二	十三	十四
十一	十二	十三	十四	十五
十二	十三	十四	十五	十六
十三	十四	十五	十六	十七
十四	十五	十六	十七	十八

一	二	三	四	五
二	三	四	五	六
三	四	五	六	七
四	五	六	七	八
五	六	七	八	九
六	七	八	九	十
七	八	九	十	十一
八	九	十	十一	十二
九	十	十一	十二	十三
十	十一	十二	十三	十四
十一	十二	十三	十四	十五
十二	十三	十四	十五	十六
十三	十四	十五	十六	十七
十四	十五	十六	十七	十八
十五	十六	十七	十八	十九
十六	十七	十八	十九	二十
十七	十八	十九	二十	二十一
十八	十九	二十	二十一	二十二
十九	二十	二十一	二十二	二十三
二十	二十一	二十二	二十三	二十四
二十一	二十二	二十三	二十四	二十五
二十二	二十三	二十四	二十五	二十六
二十三	二十四	二十五	二十六	二十七
二十四	二十五	二十六	二十七	二十八
二十五	二十六	二十七	二十八	二十九
二十六	二十七	二十八	二十九	三十
二十七	二十八	二十九	三十	三十一
二十八	二十九	三十	三十一	三十二
二十九	三十	三十一	三十二	三十三
三十	三十一	三十二	三十三	三十四
三十一	三十二	三十三	三十四	三十五
三十二	三十三	三十四	三十五	三十六
三十三	三十四	三十五	三十六	三十七
三十四	三十五	三十六	三十七	三十八
三十五	三十六	三十七	三十八	三十九
三十六	三十七	三十八	三十九	四十
三十七	三十八	三十九	四十	四十一
三十八	三十九	四十	四十一	四十二
三十九	四十	四十一	四十二	四十三
四十	四十一	四十二	四十三	四十四
四十一	四十二	四十三	四十四	四十五
四十二	四十三	四十四	四十五	四十六
四十三	四十四	四十五	四十六	四十七
四十四	四十五	四十六	四十七	四十八
四十五	四十六	四十七	四十八	四十九
四十六	四十七	四十八	四十九	五十
四十七	四十八	四十九	五十	五十一
四十八	四十九	五十	五十一	五十二
四十九	五十	五十一	五十二	五十三
五十	五十一	五十二	五十三	五十四
五十一	五十二	五十三	五十四	五十五
五十二	五十三	五十四	五十五	五十六
五十三	五十四	五十五	五十六	五十七
五十四	五十五	五十六	五十七	五十八
五十五	五十六	五十七	五十八	五十九
五十六	五十七	五十八	五十九	六十
五十七	五十八	五十九	六十	六十一
五十八	五十九	六十	六十一	六十二
五十九	六十	六十一	六十二	六十三
六十	六十一	六十二	六十三	六十四
六十一	六十二	六十三	六十四	六十五
六十二	六十三	六十四	六十五	六十六
六十三	六十四	六十五	六十六	六十七
六十四	六十五	六十六	六十七	六十八
六十五	六十六	六十七	六十八	六十九
六十六	六十七	六十八	六十九	七十
六十七	六十八	六十九	七十	七十一
六十八	六十九	七十	七十一	七十二
六十九	七十	七十一	七十二	七十三
七十	七十一	七十二	七十三	七十四
七十一	七十二	七十三	七十四	七十五
七十二	七十三	七十四	七十五	七十六
七十三	七十四	七十五	七十六	七十七
七十四	七十五	七十六	七十七	七十八
七十五	七十六	七十七	七十八	七十九
七十六	七十七	七十八	七十九	八十
七十七	七十八	七十九	八十	八十一
七十八	七十九	八十	八十一	八十二
七十九	八十	八十一	八十二	八十三
八十	八十一	八十二	八十三	八十四
八十一	八十二	八十三	八十四	八十五
八十二	八十三	八十四	八十五	八十六
八十三	八十四	八十五	八十六	八十七
八十四	八十五	八十六	八十七	八十八
八十五	八十六	八十七	八十八	八十九
八十六	八十七	八十八	八十九	九十
八十七	八十八	八十九	九十	九十一
八十八	八十九	九十	九十一	九十二
八十九	九十	九十一	九十二	九十三
九十	九十一	九十二	九十三	九十四
九十一	九十二	九十三	九十四	九十五
九十二	九十三	九十四	九十五	九十六
九十三	九十四	九十五	九十六	九十七
九十四	九十五	九十六	九十七	九十八
九十五	九十六	九十七	九十八	九十九
九十六	九十七	九十八	九十九	一百
九十七	九十八	九十九	一百	一百零一
九十八	九十九	一百	一百零一	一百零二
九十九	一百	一百零一	一百零二	一百零三
一百	一百零一	一百零二	一百零三	一百零四
一百零一	一百零二	一百零三	一百零四	一百零五
一百零二	一百零三	一百零四	一百零五	一百零六
一百零三	一百零四	一百零五	一百零六	一百零七
一百零四	一百零五	一百零六	一百零七	一百零八
一百零五	一百零六	一百零七	一百零八	一百零九
一百零六	一百零七	一百零八	一百零九	一百一〇
一百零七	一百零八	一百零九	一百一〇	一百一一
一百零八	一百零九	一百一〇	一百一一	一百一二
一百零九	一百一〇	一百一一	一百一二	一百一三
一百一〇	一百一一	一百一二	一百一三	一百一四
一百一一	一百一二	一百一三	一百一四	一百一五
一百一二	一百一三	一百一四	一百一五	一百一六
一百一三	一百一四	一百一五	一百一六	一百一七
一百一四	一百一五	一百一六	一百一七	一百一八
一百一五	一百一六	一百一七	一百一八	一百一九
一百一六	一百一七	一百一八	一百一九	一百二〇
一百一七	一百一八	一百一九	一百二〇	一百二一
一百一八	一百一九	一百二〇	一百二一	一百二二
一百一九	一百二〇	一百二一	一百二二	一百二三
一百二十	一百二一	一百二二	一百二三	一百二四
一百二十一	一百二二	一百二三	一百二四	一百二五
一百二十二	一百二三	一百二四	一百二五	一百二六
一百二十三	一百二四	一百二五	一百二六	一百二七
一百二十四	一百二五	一百二六	一百二七	一百二八
一百二十五	一百二六	一百二七	一百二八	一百二九
一百二十六	一百二七	一百二八	一百二九	一百三〇
一百二十七	一百二八	一百二九	一百三〇	一百三一
一百二十八	一百二九	一百三〇	一百三一	一百三二
一百二十九	一百三〇	一百三一	一百三二	一百三三
一百三十	一百三一	一百三二	一百三三	一百三四
一百三十一	一百三二	一百三三	一百三四	一百三五
一百三十二	一百三三	一百三四	一百三五	一百三六
一百三十三	一百三四	一百三五	一百三六	一百三七
一百三十四	一百三五	一百三六	一百三七	一百三八
一百三十五	一百三六	一百三七	一百三八	一百三九
一百三十六	一百三七	一百三八	一百三九	一百四〇
一百三十七	一百三八	一百三九	一百四〇	一百四一
一百三十八	一百三九	一百四〇	一百四一	一百四二
一百三十九	一百四十	一百四一	一百四二	一百四三
一百四十	一百四一	一百四二	一百四三	一百四四
一百四十一	一百四二	一百四三	一百四四	一百四五
一百四十二	一百四三	一百四四	一百四五	一百四六
一百四十三	一百四四	一百四五	一百四六	一百四七
一百四十四	一百四五	一百四六	一百四七	一百四八
一百四十五	一百四六	一百四七	一百四八	一百四九
一百四十六	一百四七	一百四八	一百四九	一百五〇
一百四十七	一百四八	一百四九	一百五〇	一百五一
一百四十八	一百四九	一百五〇	一百五一	一百五二
一百四十九	一百五十	一百五一	一百五二	一百五三
一百五十	一百五一	一百五二	一百五三	一百五四
一百五十一	一百五二	一百五三	一百五四	一百五五
一百五十二	一百五三	一百五四	一百五五	一百五六
一百五十三	一百五四	一百五五	一百五六	一百五七
一百五十四	一百五五	一百五六	一百五七	一百五八
一百五十五	一百五六	一百五七	一百五八	一百五九
一百五十六	一百五七	一百五八	一百五九	一百六〇
一百五十七	一百五八	一百五九	一百六〇	一百六一
一百五十八	一百五九	一百六〇	一百六一	一百六二
一百五十九	一百六十	一百六一	一百六二	一百六三
一百六十	一百六一	一百六二	一百六三	一百六四
一百六十一	一百六二	一百六三	一百六四	一百六五
一百六十二	一百六三	一百六四	一百六五	一百六六
一百六十三	一百六四	一百六五	一百六六	一百六七
一百六十四	一百六五	一百六六	一百六七	一百六八
一百六十五	一百六六	一百六七	一百六八	一百六九
一百六十六	一百六七	一百六八	一百六九	一百七〇
一百六十七	一百六八	一百六九	一百七〇	一百七一
一百六十八	一百六九	一百七〇	一百七一	一百七二
一百六十九	一百七十	一百七一	一百七二	一百七三
一百七十	一百七一	一百七二	一百七三	一百七四
一百七十一	一百七二	一百七三	一百七四	一百七五
一百七十二	一百七三	一百七四	一百七五	一百七六
一百七十三	一百七四	一百七五	一百七六	一百七七
一百七十四	一百七五	一百七六	一百七七	一百七八
一百七十五	一百七六	一百七七	一百七八	一百七九
一百七十六	一百七七	一百七八	一百七九	一百八〇
一百七十七	一百七八	一百七九	一百八〇	一百八一
一百七十八	一百七九	一百八〇	一百八一	一百八二
一百七十九	一百八十	一百八一	一百八二	一百八三
一百八十	一百八一	一百八二	一百八三	一百八四
一百八十一	一百八二	一百八三	一百八四	一百八五
一百八十二	一百八三	一百八四	一百八五	一百八六
一百八十三	一百八四	一百八五	一百八六	一百八七
一百八十四	一百八五	一百八六	一百八七	一百八八
一百八十五	一百八六	一百八七	一百八八	一百八九
一百八十六	一百八七	一百八八	一百八九	一百九〇
一百八十七	一百八八	一百八九	一百九〇	一百九一
一百八十八	一百八九	一百九〇	一百九一	一百九二
一百八十九	一百九十	一百九〇	一百九一	一百九三
一百九十	一百九〇	一百九一	一百九二	一百九四
一百九十一	一百九〇	一百九一	一百九二	一百九五
一百九十二	一百九〇	一百九一	一百九二	一百九六
一百九十三	一百九〇	一百九一	一百九二	一百九七
一百九十四	一百九〇	一百九一	一百九二	一百九八
一百九十五	一百九〇	一百九一	一百九二	一百九九
一百九十六	一百九〇	一百九一	一百九二	一百一〇〇
一百九十七	一百九〇	一百九一	一百九二	一百一〇一
一百九十八	一百九〇	一百九一	一百九二	一百一〇二
一百九十九	一百九〇	一百九一	一百九二	一百一〇三
一百二十	一百九〇	一百九一	一百九二	一百一〇四
一百二十	一百九〇	一百九一	一百九二	一百一〇五
一百二十	一百九〇	一百九一	一百九二	一百一〇六
一百二十	一百九〇	一百九一	一百九二	一百一〇七
一百二十	一百九〇	一百九一	一百九二	一百一〇八
一百二十	一百九〇	一百九一	一百九二	一百一〇九
一百二十	一百九〇	一百九一	一百九二	一百一〇一〇
一百二十	一百九〇	一百九一	一百九二	一百一〇一一
一百二十	一百九〇	一百九一	一百九二	一百一〇一二
一百二十	一百九〇	一百九一	一百九二	一百一〇一三
一百二十	一百九〇	一百九一	一百九二	一百一〇一四
一百二十	一百九〇	一百九一	一百九二	一百一〇一五
一百二十	一百九〇	一百九一	一百九二	一百一〇一六
一百二十	一百九〇	一百九一	一百九二	一百一〇一七
一百二十	一百九〇	一百九一	一百九二	一百一〇一八
一百二十	一百九〇	一百九一	一百九二	一百一〇一九
一百二十	一百九〇	一百九一	一百九二	一百一〇二〇
一百二十	一百九〇	一百九一</td		

(法人の債務につき有限の責任を負う者の破産の場合の手続参加等)

第一百七条 法人の債務につき有限の責任を負う者の破産

について破産手続開始の決定があつたときは、当該法人の債権者は、破産手続に参加することができない。この場合においては、当該法人が出资の請求について破産手続に参加することを妨げない。

2 法人の債務につき有限の責任を負う者がある場合において、当該法人について破産手続開始の決定があつたときは、当該法人の債権者は、当該法人の債務につき有限の責任を負う者に対してその権利を行使することができない。

(別除権者等の手続参加)

第一百八条 別除権者は、当該別除権に係る第六十

五条第二項に規定する担保権によって担保される債権については、その別除権の行使によつて弁済を受けることができない債権の額についてのみ、破産債権者としてその権利を行使することができる。ただし、当該担保権によつて担保される債権の全部又は一部が破産手続開始後に担保されないこととなつた場合には、その債権の当該全部又は一部の額について、破産債権者としてその権利を行使することを妨げない。

2 破産財団に属しない破産者の財産につき特別の先取特権、質権若しくは抵当権を有する者又は破産手続における前の破産手続において破産手続を有する者も、前項と同様とする。

(外国で弁済を受けた破産債権者の手続参加)

第一百九条 破産債権者は、破産手続開始の決定があつた後に、破産財団に属する財産で国外にあるものに対して権利を行使したことにより、破産債権について弁済を受けた場合であつても、その弁済を受ける前の債権の額について破産手続に参加することができる。

(代理委員)
第一百十条 破産債権者は、裁判所の許可を得て、共同して又は各別に、一人又は数人の代理委員を選任することができます。
2 代理委員は、これを選任した破産債権者のために、破産手続に属する一切の行為をすることができる。
3 代理委員が数人あるときは、共同してその権限を行使する。ただし、第三者の意思表示は、その一人に対しても足りる。
4 裁判所は、代理委員の権限の行使が著しく不公平であると認めるときは、第一項の許可を取り消すことができる。

第二節 破産債権の届出

(破産債権の届出)

第一百十一条 破産手続に参加しようとする破産債権者は、第三十一条第一項第一号又は第三項の規定により定められた破産債権の届出をすべき

期間(以下「債権届出期間」という。)内に、次に掲げる事項を裁判所に届け出なければならない。

一 各破産債権の額及び原因

二 優先的破産債権であるときは、その旨

三 劣後の破産債権又は約定劣後破産債権であるときは、その旨

四 自己に対する配当額の合計額が最高裁判所

規則で定める額に満たない場合においても配当金を受領する意思があるときは、その旨

五 前各号に掲げるもののほか、最高裁判所規則で定める事項

二 別除権者は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を届け出なければならない。

一 別除権の目的である財産を有する者(以下「準別除権者」という。)について準用する。

(一般調査期間経過後又は一般調査期日終了後の届出等)

第一百十二条 破産債権者がその責めに帰すること

ができるない事由によつて第三十一条第一項第三号の期間(以下「一般調査期間」という。)の経過又は同号の期日(以下「一般調査期日」という。)の終了までに破産債権の届出をすることができなかつた場合には、その事由が消滅した後一月以内に限り、その届出をすることができる。

(一般調査期間経過後又は一般調査期日終了後の届出等)

第一百十三条 届出をした破産債権を取得した者は、一般調査期間の経過後又は一般調査期日の終了後でも、届出名義の変更を受けることができる。

2 前項の規定により届出名義の変更を受ける者は、自己に対する配当額の合計額が第一百十一条第一項第四号に規定する最高裁判所規則で定めた額に満たない場合においても配当金を受領する意思があるときは、その旨を裁判所に届け出なければならない。

(租税等の請求権等の届出)

第一百十四条 次に掲げる請求権を有する者は、遅滞なく、当該請求権の額及び原因並びに当該請求権が共助対象外国租税の請求権である場合にはその旨その他最高裁判所規則で定める事項を裁判所に届け出なければならない。この場合において、当該請求権を有する者が別除権者又は準別除権者であるときは、第一百十一条第二項の規定を準用する。

(租税等の請求権等の届出)

第一百十五条 裁判所書記官は、届出があつた破産債権について、破産債権者表を作成しなければならない。

2 前項の破産債権者表には、各破産債権につい

て、第一百一条第一項第一号から第四号まで及び第二項第二号(同条第三項において準用する場合を含む。)に掲げる事項その他最高裁判所規則で定める事項を記載しなければならない。

(破産債権者表の作成)

第一百十六条 裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでもその記載を更正する処分をすることができ

る。

(破産債権の調査の方法)

第一百十七条 破産管財人は、一般調査期間前に裁判所記載の記載に誤りがあるときは、

裁判所記載官は、申立てにより又は職権で、いつでもその記載を更正する処分をすることができ

る。

(破産債権の調査の方法)

第一百十八条 第一百一項及び第二項の規定は、破産債権者

が第一項及び第二項の規定によつて前項の規定により提出された認否書に認否の記載がないものがあるときは、破産管財人において当該事項を認められたものとみなす。

2 前項の規定にかかわらず、裁判所は、必要があると認めるときは、第三款の規定により提出された認否書に当該事項の一部についての認否

管財人の認否並びに破産債権者及び破産者の異議に基づいてすることができる。

3 裁判所は、第百二十二条の規定による一般調査期間における破産債権の調査の後であつても、第百十九条の規定による特別調査期間における調査の後であつても、第百二十二条の規定による特別調査期間における破産債権の調査をすることがで

き、必要があると認めるときは、第百十八条の規定による一般調査期間における書面による破産債権の調査の後であつても、第百二十二条の規定による特別調査期間における破産債権の調査をすることができる。

の記載があるときは、破産管財人において当該事項のうち当該認否書に記載のないものを認めたものとみなす。

(一般調査期間における調査)

第一百八十八条 届出をした破産債権者は、一般調査期間内に、裁判所に対し、前条第一項又は第二項に規定する破産債権についての同条第一項各号に掲げる事項について、書面で、異議を述べることができる。

2 破産者は、一般調査期間内に、裁判所に対し、前項の破産債権の額について、書面で、異議を述べることができる。

3 裁判所は、一般調査期間を変更する決定をしたときは、その裁判書を破産管財人、破産者及び届出をした破産債権者（債権届出期間の経過前にあつては、知っている破産債権者）に送達しなければならない。

4 前項の規定による送達は、書類を通常の取扱いによる郵便に付し、又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信使事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務を利用して送付する方法によりすることができる。

5 前項の規定による送達をした場合においては、その郵便物等が通常到達すべきであった時に、送達があつたものとみなす。

(特別調査期間における調査)

第一百九十九条 裁判所は、債権届出期間の経過後、前項の規定による送達をした場合においては、その郵便物等が通常到達すべきであった時に、送達があつたものとみなす。

2 第一百九十九条第一項本文又は第二項の場合には、その郵便物等が通常到達すべきであった時に、送達があつたものとみなす。

(特別調査期間における調査)

3 第一百九十九条第一項本文又は第二項の場合には、その郵便物等が通常到達すべきであった時に、送達があつたものとみなす。

4 破産管財人は、特別調査期間に係る破産債権の額について、異議を述べることとする。この場合においては、同条第四項の規定を準用する。

5 届出をした破産債権者は前項の破産債権についての第百七十七条第一項各号に掲げる事項について、書面で、異議を述べることができる。

6 前条第三項から第五項までの規定は、特別調査期間を定める決定又はこれを変更する決定があつた場合における裁判書の送達について準用する。

(特別調査期間に関する費用の予納)

第一百二十条 前条第一項本文又は第二項の場合には、裁判所書記官は、相当の期間を定め、同条第三項の破産債権を有する者に対し、同項の費用の予納を命じなければならない。

2 前項の規定による処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。

3 第一項の規定による処分に対しては、その告知を受けた日から一週間の不变期間内に、異議の申立てをすることができる。

4 前項の異議の申立ては、執行停止の効力を有する者が同項の費用の予納をしないときは、裁判所は、決定で、その者がした破産債権の届出又は届出事項の変更に係る届出を却下しなければならない。

5 第一項の場合において、同項の破産債権を有する者が同項の費用の予納をしないときは、裁判所は、決定で、その者がした破産債権の届出又は届出事項の変更に係る届出を却下しなければならない。

6 前項の規定による却下の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(一般調査期日における調査)

第三款 期日ににおける破産債権の調査

1 第百二十二条第一項及び第五項の規定は、前二項の規定による送達について準用する。

(特別調査期日における調査)

第一百二十二条 裁判所は、債権届出期間の経過後、一般調査期間の満了前又は一般調査期日の終了前に届出があり、又は届出事項の変更があつた破産債権について、その調査をするための期間（以下「特別調査期間」という。）を定めなければならない。ただし、当該破産債権について、破産管財人が第百十七条第三項の規定により提出された認否書に同条第一項各号に掲げる事項の全部若しくは一部についての認否を記載している場合又は一般調査期日において調査をすることについての届出があり、又は同条第四項において準用する同条第一項の規定による届出事項の変更があつた破産債権についても、前項本文と同様とした後に第百十二条第一項若しくは第三項の規定による届出があり、又は同条第四項において準用する同条第一項の規定による届出事項の変更があつた破産債権について、異議を述べる。

2 第一百二十二条第一項及び第五項の規定は、前二項の規定による送達について準用する。

(一般調査期日における調査)

第一百二十三条 破産管財人は、一般調査期日が定められたときは、当該一般調査期日に出頭し、債権届出期間内に届出があつた破産債権について、第百十七条第一項各号に掲げる事項について、異議を述べる。

3 第一百二十三条第一項本文又は第二項の場合には、その代理人人は、一般調査期日に出頭しなければならない。ただし、正当な事由があるときは、代理人を出頭させることができる。

4 前項本文の規定により出頭した破産者は、第一項の破産債権の額について、異議を述べることとする。

(期日終了後の破産者の異議)

第一百二十四条 第百七十七条第一項各号（第四号を除く。）に掲げる事項は、破産債権の調査において、破産管財人が認め、かつ、届出をした破産債権者が、般調査期間内若しくは特別調査期間内又は一般調査期日若しくは特別調査期日ににおいて異議を述べなかつたときは、確定する。

2 裁判所書記官は、破産債権の調査の結果を破産債権者表に記載しなければならない。

(異議等のない破産債権の確定)

第一百二十五条 破産債権の調査において、破産債権の額又は優先的破産債権、劣後的破産債権若しくは約定劣後破産債権であるかどうかの別（以下この条及び第二百二十七条第一項において「額等」という。）について破産管財人が認めず、又は届出をした破産債権者が異議を述べた場合には、当該破産債権（以下「異議等のある破産債権」という。）を有する破産債権者は、その額等の確定のために、当該破産管財人及び當該異議を述べた届出をした破産債権者（以下この款において「異議者等」という。）の全員を相手方として、裁判所に、その額等についての査定の申立て（以下「破産債権査定申立て」という。）をすることができる。ただし、第二百二十七条第一項並びに第二百二十九条第一項及び第二百二十九条第二項及び第三項、同条第六項において準用する第二百八十八条第三項から第五項まで、第二百二十九条（第七項及び第九項を除く。）の規定は、前項本文の場合における特別調査期日について準用する。

る届出があつたことを知つた日から一月の不变期間内にしなければならない。

5 第百二十四条第二項の規定は第百十四條の規定による届出があつた請求権について、第百二十八条、第百三十条、第百三十二条第一項及び第三項の規定による受継があつた場合について準用する。

(債権者集会の招集)

第四節 債権者集会及び債権者委員会

第一款 債権者集会

第一百三十五条 裁判所は、次の各号に掲げる者のいずれかの申立てがあつた場合には、債権者集会を招集しなければならない。ただし、知れていたる破産債権者の数その他の事情を考慮して債権者集会を招集することを相当でないと認めるときは、この限りでない。

一 破産管財人

二 第百四十四条第二項に規定する債権者委員会

三 知れている破産債権者の総債権について裁判所が評価した額の十分の一以上に当たる破産債権を有する破産債権者

2 裁判所は、前項本文の申立てがない場合であつても、相当と認めるときは、債権者集会を招集することができる。

(債権者集会の期日の呼出し等)

第一百三十六条 債権者集会の期日には、破産管財人、破産者及び届出をした破産債権者を呼び出さなければならない。ただし、第三十一条第五項の決定があつたときは、届出をした破産債権者を呼び出すことを要しない。

2 前項本文の規定にかかるらず、届出をした破産債権者であつて議決権行使することができないものは、呼び出さないことができる。財産状況報告集会においては、第三十二条第三項の規定により通知をするほか、各債権者集会(財産状況報告集会を除く。以下この項において同じ。)の期日及び会議の目的である事項を公告し、かつ、各債権者集会の期日を労働組合等に通知しなければならない。

4 債権者集会の期日においてその延期又は続行について言渡しがあつたときは、第一項本文及び前項の規定は、適用しない。

(債権者集会の指揮)

第一百三十七条 債権者集会は、裁判所が指揮する。

第一百三十八条 債権者集会の決議を要する事項を可決するには、議決権行使することができる破産債権者(以下この款において「議決権者」という。)で債権者集会の期日に出席し又は次条第二項第二号に規定する書面等投票をしたものの議決権の総額の二分の一を超える議決権を有する者の同意がなければならない。

(決議に付する旨の決定)

第一百三十九条 裁判所は、第一百三十五条第一項各号に掲げる者が債権者集会の決議を要する事項を決議に付することを目的として同項本文の申立てをしたときは、当該事項を債権者集会の決議に付する旨の決定をする。

2 裁判所は、前項の決議に付する旨の決定において、議決権者の議決権行使の方法として、次に掲げる方法のいずれかを定めなければならない。

一 書面等投票(書面その他の最高裁判所規則で定める方法のうち裁判所の定めるものによる投票をいう。)により裁判所の定める期間内に議決権行使する方法

二 書面等投票(書面その他の最高裁判所規則で定める方法のうち裁判所の定めるものによる投票をいう。)により裁判所の定める期間内に議決権行使する方法

三 前二号に掲げる方法のうち議決権者が選択するものにより議決権行使する方法。この場合において、前号の期間の末日は、第一号の債権者集会の期日より前の日でなければならない。

(債権者集会の期日の開催)

第一百四十一条 裁判所は、議決権行使の方法として前項第二号又は第三号に掲げる方法を定めた場合においては、第三十二条第一項第三号及び第三項の規定により財産状況報告集会の期日の公告及び通知をするほか、各債権者集会(財産状況報告集会を除く。以下この項において同じ。)の期日及び会議の目的である事項を公告し、かつ、各債権者集会の期日を労働組合等に通知しなければならない。

第一百四十二条 裁判所が議決権行使の方法として前項第一号又は第三号に掲げる方法を定めた場合においては、議決権者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に応じて、議決権行使することができる。

2 届出をした破産債権者(前号に掲げるものを除く。)裁判所が定める額。ただし、裁判所が議決権行使させない旨を定めたときは、議決権行使することができない。

3 裁判所が議決権行使の方法として前項第二号に規定する書面等投票の額に応じて、議決権行使することができる。

4 債権者委員会に破産手続の円滑な進行に貢献する活動があつたと認められるときは、裁判所は、当該活動のために必要な費用を支出した破産債権者の申立てにより、破産財団から当該破産債権者に対する相当と認める額の費用を償還することを許可することができる。この場合においては、当該費用の請求権は、財團債権とす

5 裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職務による承認があつたときは、遅滞なく、破産管財人に対しても、その旨を通知しなければならない。

(債権者委員会の意見聴取)

第一百四十五条 裁判所書記官は、前条第一項の規定による承認があつたときは、遅滞なく、破産管財人に対しても、その旨を通知しなければならない。

一 前節第四款の規定によりその額が確定した破産債権を有する届出をした破産債権者(別除権者、準別除権者又は停止条件付債権若しくは将来の請求権である破産債権を有する者(次項及び次条第一項第一号において「別除権者等」という。)を除く。)確定した破産債権者(以下この款において「議決権者」という。)で債権者集会の期日に出席し又は次条第二項第二号に規定する書面等投票をしたものの議決権の総額の二分の一を超える議決権を有する者の同意がなければならぬ。

(債権者委員会の額)

第一百四十四条 裁判所は、破産債権者をもつて構成する委員会がある場合には、利害関係人の申立てにより、当該委員会が、この法律の定めるところにより、破産手続に関与することを承認することができる。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

一 委員の数が、三人以上最高裁判所規則で定める人数以内であること。

二 破産債権者の過半数が当該委員会が破産手続に関与することについて同意していると認められること。

三 当該委員会が破産債権者全体の利益を適切に代表すると認められるときは、破産手続において、前項の規定により承認された委員会(以下「債権者委員会」という。)に対しても、意見の陳述を求めることができる。

(債権者委員会)

第一百四十三条 裁判所は、必要があると認めるときは、破産手続において、裁判所が議決権行使することができる。ただし、前節第四款の規定により破産債権の額が確定した届出をした破産債権者は、債権者集会の期日において、異議を述べることができる。ただし、前節第四款の規定により破産債権の額が確定した届出をした破産債権者(別除権者等を除く。)の議決権については、この限りでない。

3 裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職務で、いつでも第一項第三号の規定による定めを変更することができる。

(債権者集会の期日を開かない場合における議決権の額の定め方等)

第一百四十二条 裁判所が議決権行使の方法として前項第二号に規定する書面等投票の額に応じて、議決権行使することができる。

2 第百三十九条第二項第二号に掲げる方法を定めた場合においては、議決権者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に応じて、議決権行使することができる。

一 前節第四款の規定により破産債権の額が確定した破産債権を有する届出をした破産債権者(別除権者等を除く。)確定した破産債権の額に応じて、議決権行使することができる。

2 届出をした破産債権者(前号に掲げるものを除く。)裁判所が定める額。ただし、裁判所が議決権行使させない旨を定めたときは、議決権行使することができない。

3 債権者委員会は、破産手続において、裁判所又は破産管財人に對して、意見を述べることができる。

4 債権者委員会に破産手続の円滑な進行に貢献する活動があつたと認められるときは、裁判所は、当該活動のために必要な費用を支出した破産債権者の申立てにより、破産財団から当該破産債権者に対する相当と認める額の費用を償還することを許可することができる。この場合においては、当該費用の請求権は、財團債権とす

5 裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職務による承認があつたときは、遅滞なく、破産管財人に対しても、その旨を通知しなければならない。

(債権者委員会の意見聴取)

第一百四十五条 裁判所書記官は、前条第一項の規定による承認があつたときは、遅滞なく、破産管財人に対しても、その旨を通知しなければならない。

管理及び処分に関する事項について、債権者委員会の意見を聽かなければならない。(破産管財人の債権者委員会に対する報告義務)

第一百四十六条 破産管財人は、第百五十三条第二項又は第百五十七条の規定により報告書等(報告書、財産目録又は貸借対照表をいう。以下この条において同じ。)を裁判所に提出したときは、遅滞なく、当該報告書等を債権者委員会に提出しなければならない。

2 破産管財人は、前項の場合において、当該報告書等に第十二条第一項に規定する支障部分に該当する部分があると主張して同項の申立てをしたときは、当該部分を除いた報告書等を債権者委員会に提出すれば足りる。

(破産管財人に対する報告命令)
告書等に第十二条第一項に規定する支障部分に該当する部分があると主張して同項の申立てをしたときは、当該部分を除いた報告書等を債権者委員会に提出すれば足りる。

第一百四十七条 債権者委員会は、破産債権者全体の利益のために必要があるときは、裁判所に対し、破産管財人に破産財團に属する財産の管理及び処分に關し必要な事項について第百五十七条第二項の規定による報告をすることを命ずるよう申し出ることができる。

2 前項の規定による申出を受けた裁判所は、当該申出が相当であると認めるときは、破産管財人に對し、第百五十七条第二項の規定による報告をすることを命じなければならない。

第五章 財団債権
(財団債権となる請求権)
次に掲げる請求権は、財団債権とする。

第一百四十八条 次に掲げる請求権は、財団債権とする。

一 破産債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用の請求権
二 破産財團の管理、換価及び配当に関する費用の請求権
三 破産手続開始前の原因に基づいて生じた租税等の請求権(共助対象外国外租税の請求権及び第九十七条第五号に掲げる請求権を除く。)であって、破産手続開始時、まだ納期限の到来していないもの又は納期限から一年(その期間中に包括的禁止命令が発せられたことにより国税滞納処分をすることができない期間がある場合には、当該期間を除く。)を経過していないもの
四 破産財團に關し破産管財人がした行為によつて生じた請求権
五 事務管理又は不当利得により破産手続開始後に破産財團に対して生じた請求権
六 委任の終了又は代理権の消滅の後、急迫の事情があるためした行為によつて破産手続開始後に破産財團に対して生じた請求権

七 第五百三十三条第一項の規定により破産管財人が債務の履行をする場合において相手方が有する請求権
八 破産手続の開始によつて双務契約の解約の申入れ(第五十三条第一項又は第二項の規定による貸借契約の解除を含む。)があつた場合において破産手続開始後その契約の終了に至るまでの間に生じた請求権

2 破産管財人が負担した贈贈の履行を受けたときは、その負担した義務の相手方が有する当該負担の利益を受けるべき請求権は、贈贈の目的の価額を超えない限度において、財団債権とする。

3 第五百三条第二項及び第三項の規定は、第一項第七号及び前項に規定する財団債権について準用する。この場合において、当該財団債権が無利息債権又は定期金債権であるときは、当該債権の額は、当該債権が破産債権であるとした場合に第九十九条第一項第二号から第四号までに掲げる劣後の破産債権となるべき部分に相当する金額を控除した額とする。

4 保全管理人が債務者の財産に關し権限に基づいてした行為によつて生じた請求権は、財団債権とする。

5 第五百三十三条から第三項までの規定による許可を得た請求権は、財団債権とする。

6 前各項の規定は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める債権で破産債権であるものの管理に関する事務につき生ずる費用又は報酬に係る請求権について準用する。

一 担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)第二条第一項に規定する信託契約の受託会社 同項に規定する社債

二 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第十五十四条の五に規定する社会医療法人債管理者又は同法第五十四条の五の二に規定する社会医療法人債管理補助者 同法第五十四条の二第一項に規定する社会医療法人債

三 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第百三十九条の八に規定する投資法人債管理者又は同法第一百三十九条の九の二第一項に規定する投資法人債管理補助者 同法第二条第十九項に規定する投資法人債

四 保険業法第六十一条の六に規定する社債管理者又は同法第六十一条の七の二に規定する社債管理補助者 相互会社が発行する社債

五 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五百五号)第百二十六条に規定する特定社債

六 保険業法第六十一条の六に規定する社債管理者又は同法第六十一条の七の二に規定する社債管理補助者 同法第二条第七項に規定する特定社債

七 (社債管理等の費用及び報酬)
第百五十一条 社債管理者又は社債管理補助者が破産債権である社債の管理に関する事務を行おうとする場合には、裁判所は、破産手続の円滑な進行を図るために必要があると認めるときは、當該社債管理者又は社債管理補助者の當該事務の處理に要する費用の請求権を財団債権とする旨の許可をすることができる。

八 (社債の取扱い)
第百五十二条 破産財團が財団債権の総額を弁済して、弁済する。

九 (社債不足の場合の弁済方法等)
第百五十三条 財団債権は、破産債権に先立つ

滑な進行に貢献したと認められるときは、当該事務の処理に要した費用の償還請求権のうちその貢献の程度を考慮して相当と認める額を財団債権とする旨の許可をすることができる。

裁判所は、破産手続開始後の原因に基づいて生じた社債管理者又は社債管理補助者の報酬の請求権のうち相当と認める額を財団債権とする旨の許可をすることができる。

前三項の規定による許可を得た請求権は、財団債権とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項本文に規定する場合における第百四十八条第一項第一号及び第二号に掲げる財団債権(債務者の財産の管理及び換価に関する費用の請求権であつて、同条第四項に規定するものを含む。)は、他の財団債権に先立つて、弁済する。

第六章 破産財團の管理
第一節 破産者の財産状況の調査

(財産の価額の評定等)
第百五十三条 破産管財人は、破産手続開始後遅滞なく、破産財團に属する一切の財産につき、破産手続開始の時における価額を評定しなければならない。この場合においては、破産者をそ

の評定に立ち会わせることができる。

2 破産管財人は、前項の規定による評定を完了したときは、直ちに破産手続開始の時ににおける財産目録及び貸借対照表を作成し、これらを裁判所に提出しなければならない。

3 破産財團に属する財産の総額が最高裁判所規則で定める額に満たない場合には、前項の規定にかかるわらず、破産管財人は、裁判所の許可を得て、同項の貸借対照表の作成及び提出をしないことができる。

4 別除権の目的の提示等)
第百五十四条 破産管財人は、別除権者に対し、当該別除権の目的である財産の提示を求めることができる。

2 破産管財人が前項の財産の評価をしようとするときは、別除権者は、これを拒むことができる。

3 別除権の目的である財産の提示を求めるときは、裁判所書記官、執行官又は公証人に、破産財團に属する財産に封印をさせ、又はその封印を除去させることができる。

4 別除権の目的である財産の提示を求めるときは、裁判所書記官は、必要があると認めるとき

は、破産管財人の申出により、破産財團に属する帳簿を開鎖することができる。

5 別除権の目的である財産の提示を求めるときは、裁判所書記官は、必要があると認めるとき

は、破産管財人の申出により、破産財團に属する財産を開鎖することができる。

6 別除権の目的である財産の提示を求めるときは、裁判所書記官は、必要があると認めるとき

は、破産管財人の申出により、破産財團に属する財産を開鎖することができる。

7 別除権の目的である財産の提示を求めるときは、裁判所書記官は、必要があると認めるとき

は、破産管財人の申出により、破産財團に属する財産を開鎖することができる。

8 別除権の目的である財産の提示を求めるときは、裁判所書記官は、必要があると認めるとき

は、破産管財人の申出により、破産財團に属する財産を開鎖することができる。

9 別除権の目的である財産の提示を求めるときは、裁判所書記官は、必要があると認めるとき

は、破産管財人の申出により、破産財團に属する財産を開鎖することができる。

10 別除権の目的である財産の提示を求めるときは、裁判所書記官は、必要があると認めるとき

は、破産管財人の申出により、破産財團に属する財産を開鎖することができる。

11 別除権の目的である財産の提示を求めるときは、裁判所書記官は、必要があると認めるとき

は、破産管財人の申出により、破産財團に属する財産を開鎖することができる。

12 別除権の目的である財産の提示を求めるときは、裁判所書記官は、必要があると認めるとき

は、破産管財人の申出により、破産財團に属する財産を開鎖することができる。

13 別除権の目的である財産の提示を求めるときは、裁判所書記官は、必要があると認めるとき

は、破産管財人の申出により、破産財團に属する財産を開鎖することができる。

し、財団債権を被担保債権とする留置権、特別の先取特権、質権又は抵当権の効力を妨げない。

前項の規定にかかわらず、同項本文に規定する場合における第百四十八条第一項第一号及び第二号に掲げる財団債権(債務者の財産の管理及び換価に関する費用の請求権であつて、同条第四項に規定するものを含む。)は、他の財団債権に先立つて、弁済する。

第二節 破産者の財産状況の調査

(財産の価額の評定等)
第百五十三条 破産管財人は、破産手続開始後遅滞なく、破産財團に属する一切の財産につき、破産手続開始の時における価額を評定しなければならない。この場合においては、破産者をそ

の評定に立ち会わせることができる。

2 破産管財人は、前項の規定による評定を完了したときは、直ちに破産手続開始の時ににおける財産目録及び貸借対照表を作成し、これらを裁判所に提出しなければならない。

3 破産財團に属する財産の総額が最高裁判所規則で定める額に満たない場合には、前項の規定にかかるわらず、破産管財人は、裁判所の許可を得て、同項の貸借対照表の作成及び提出をしないことができる。

4 別除権の目的の提示等)
第百五十四条 破産管財人は、別除権者に対し、当該別除権の目的である財産の提示を求めることができる。

2 破産管財人が前項の財産の評価をしようとするときは、別除権者は、これを拒むことができる。

3 別除権の目的である財産の提示を求めるときは、裁判所書記官、執行官又は公証人に、破産財團に属する財産に封印をさせ、又はその封印を除去させることができる。

4 别除権の目的である財産の提示を求めるときは、裁判所書記官は、必要があると認めるとき

は、破産管財人の申出により、破産財團に属する財産を開鎖することができる。

5 别除権の目的である財産の提示を求めるときは、裁判所書記官は、必要があると認めるとき

は、破産管財人の申出により、破産財團に属する財産を開鎖することができる。

6 别除権の目的である財産の提示を求めるときは、裁判所書記官は、必要があると認めるとき

は、破産管財人の申出により、破産財團に属する財産を開鎖することができる。

7 别除権の目的である財産の提示を求めるときは、裁判所書記官は、必要があると認めるとき

は、破産管財人の申出により、破産財團に属する財産を開鎖することができる。

8 别除権の目的である財産の提示を求めるときは、裁判所書記官は、必要があると認めるとき

は、破産管財人の申出により、破産財團に属する財産を開鎖することができる。

9 别除権の目的である財産の提示を求めるときは、裁判所書記官は、必要があると認めるとき

は、破産管財人の申出により、破産財團に属する財産を開鎖することができる。

10 别除権の目的である財産の提示を求めるときは、裁判所書記官は、必要があると認めるとき

は、破産管財人の申出により、破産財團に属する財産を開鎖することができる。

11 别除権の目的である財産の提示を求めるときは、裁判所書記官は、必要があると認めるとき

は、破産管財人の申出により、破産財團に属する財産を開鎖することができる。

12 别除権の目的である財産の提示を求めるときは、裁判所書記官は、必要があると認めるとき

は、破産管財人の申出により、破産財團に属する財産を開鎖することができる。

13 别除権の目的である財産の提示を求めるときは、裁判所書記官は、必要があると認めるとき

は、破産管財人の申出により、破産財團に属する財産を開鎖することができる。

14 别除権の目的である財産の提示を求めるときは、裁判所書記官は、必要があると認めるとき

は、破産管財人の申出により、破産財團に属する財産を開鎖することができる。

- 2 裁判所は、前項の決定をする場合には、破産者を審尋しなければならない。

3 第一項の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

4 第二項の申立てについての決定及び前項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

5 第一項の決定は、確定しなければその効力を生じない。

(裁判所への報告)

第一百五十七条 破産管財人は、破産手続開始後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を、裁判所に提出しなければならない。

一 破産手続開始に至った事情

二 破産者及び破産財団に関する経過及び現状

三 第百七十七条第一項の規定による保全処分又は第百七十八条第一項に規定する役員責任査定決定を必要とする事情の有無

四 その他破産手続に關し必要な事項

2 破産管財人は、前項の規定によるものほか、裁判所の定めるところにより、破産財団に属する財産の管理及び処分の状況その他裁判所の命ずる事項を裁判所に報告しなければならない。

(財産状況報告集会への報告)

第一百五十八条 財産状況報告集会においては、破産管財人は、前条第一項各号に掲げる事項の要旨を報告しなければならない。

(債権者集会への報告)

第一百五十九条 破産管財人は、債権者集会がその決議で定めるところにより、破産財団の状況を債権者集会に報告しなければならない。

(第二節 否認権)

(破産債権者を害する行為の否認)

第一百六十条 次に掲げる行為（担保の供与又は債務の消滅に関する行為を除く。）は、破産手続開始後、破産財団のために否認することができます。

一 破産者が破産債権者を害することを知つてした行為。ただし、これによつて利益を受けた者が、その行為の当時、破産債権者を害することを知らなかつたときは、この限りでない。

二 破産者が支払の停止又は破産手続開始の申立て（以下この節において「支払の停止等」）

（という。）があつた後にした破産債権者を害する行為。ただし、これによつて利益を受けたが、この手の石井、三井の手にまかづらう。

2 そういう。があつた後にした破産債権者を害する行為。ただし、これによつて利益を受けた者が、その行為の当時、支払の停止等があつたこと及び破産債権者を害することは知らなかつたときは、この限りでない。

3 破産者がした債務の消滅に関する行為であつて、債権者の受けた給付の価額が当該行為によつて消滅した債務の額より過大であるものは、前項各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、破産手続開始後、その消滅した債務の額に相当する部分に限り、破産財団のために、有償行為は、破産手続開始後、破産財団のために否認することができる。

4 破産者が支払の停止等があつた後又はその前六月以内にした無償行為及びこれと同視すべき行為は、破産手続開始後、破産財団のために否認することができる。

5 (相当の対価を得てした財産の処分行為の否認)一 当該行為が、不動産の金銭への換価その他する行為をした場合において、その行為の相手方から相当の対価を取得しているときは、その行為は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、破産手続開始後、破産財団のために否認することができる。

二 当該行為が、不動産の金銭への換価その他当該処分による財産の種類の変更により、破産者において隠匿、無償の供与その他の破産債権者を害することとなる処分(以下「隠匿等の処分」という。)をするおそれを現に生じさせるものであること。

三 相手方が、当該行為の当時、破産者が前号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知つていたこと。

2 前項の規定の適用については、当該行為の相手方が次に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行為の当時、破産者が同項第二号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知つていたものと推定する。

一 破産者が法人である場合のその理事、取締役、執行役、監事、監査役、清算人又はこれらに該当する者

二 破産者が法人である場合にその破産者について次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当する者

イ 破産者である株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者

口 破産者である株式会社の総株主の議決権の過半数を子株式会社又は親法人及び子株式会社が有する場合における当該親法人ハ 株式会社以外の法人が破産者である場合におけるイ又はロに掲げる者に準ずる者

三 破産者の親族又は同居者

(特定の債権者に対する担保の供与等の否認) 第百六十二条 次に掲げる行為(既存の債務についてされた担保の供与又は債務の消滅に関する行為に限る)は、破産手続開始後、破産財団のために否認することができる。

一 破産者が支払不能になった後又は破産手続開始の申立てがあつた後にした行為。ただし、債権者が、その行為の当時、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実を知っていた場合に限る。

イ 当該行為が支払不能になつた後にされたものである場合、支払不能であつたこと又は支払の停止があつたこと。

ロ 当該行為が破産手続開始の申立てがあつた後にされたものである場合、破産手続開始の申立てがあつたこと。

二 破産者の義務に属せず、又はその時期が破産者の義務に属しない行為であつて、支払不能になる前三十日以内にされたもの。ただし、債権者がその行為の当時他の破産債権者を害すことを知らなかつたときは、この限りない。

一 前項第一号の規定の適用については、次に掲げる場合には、債権者は、同号に掲げる行為の当時、同号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実(同号イに掲げる場合にあつては、支払不能であつたこと及び支払の停止があつたこと)を知つていたものと推定する。

一 債権者が前条第二項各号に掲げる者のいづれかである場合

二 前項第一号に掲げる行為が破産者の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が破産者の義務に属しないものである場合

第一項各号の規定の適用については、支払の停止(破産手続開始の申立て前一年以内のものに限る。)があつた後は、支払不能であつたものと推定する。

(手形債務支払の場合等の例外)

三百六十三条 前条第一項(第一号の規定は、破産者から手形の支払を受けた者がその支払を受けたものと推定する。)

2 前項の場合において、最終の償還義務者又は手形の振出しを委託した者が振出しの当時支払の停止等があつたことを知り、又は過失によつて知らなかつたときは、破産管財人は、これらの者に破産者が支払つた金額を償還させることができること

3 前条第一項の規定は、破産者が租税等の請求権（共助対象外国租税の請求権を除く。）又は罰金等の請求権につき、その徴収の権限を有する者に対してした担保の供与又は債務の消滅に関する行為には、適用しない。

（権利変動の対抗要件の否認）

第二百六十四条 支払の停止等があつた後権利の設定、移転又は変更をもつて第三者に対抗するために必要な行為（仮登記又は仮登録を含む。）をした場合において、その行為が権利の設定、移転又は変更があつた日から十五日を経過した後支払の停止等のあつたことを知つてしまつたときは、破産手続開始後、破産財团のためにこれを否認することができる。ただし、当該仮登記又は仮登録以外の仮登記又は仮登録があつた後にこれらに基づいて本登記又は本登録をした場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、権利取得の効力を生ずる登録について準用する。

（執行行為の否認）

第二百六十五条 否認権は、否認しようとする行為について執行力のある債務名義があるとき、又はその行為が執行行為に基づくものであるときでも、行使することを妨げない
（支払の停止を要件とする否認の制限）

第二百六十六条 破産手続開始の申立ての日から一年以上前にした行為（第二百六十条第三項に規定する行為を除く。）は、支払の停止があつた後にされたものであること又は支払の停止の事実を知つていたことを理由として否認することができない。
（否認権行使の効果）

2 第百六十条第三項に規定する行為が否認された場合において、相手方は、当該行為の当時支払の停止等があつたこと及び破産債権者を害することを知らなかつたときは、その現に受けている利益を償還すれば足りる。

第二百六十七条 否認権の行使は、破産財団を原状に復させること

(破産者の受けた反対給付に関する相手方の権利等)

（相手方の債権の回復）
の価額）を控除した額の償還を請求することができる。

為の相手方が破産者がその意思を有していたことを知っていたときは、転得者は、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に

裁判所は、申立てにより又は職権で、第一項の規定による保全処分を変更し、又は取り消すことができる。

又は第百六十一條第一項に規定する行為が否認されたときは、相手方は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ當該各号に定める権利を行使することができる。

第一百六十九条 第百六十二条第一項に規定する行為が否認された場合において、相手方がその受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、相手方の債権は、これによつて原状に復する。

定める権利を行使することができる。
前項の規定の適用については、当該行為の相手方が第六十一条第一項各号に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行為の当時、破産者が前項の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定す

第一項の規定による保全処分及び前項の申立てについての裁判に対しても、即時抗告をすることができる。
前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

二 権利
破産者の受けた反対給付が破産財団中に現存しない場合 財団債権者として反対給付の額を請求する権利

第一百七十条 次の各号に掲げる場合において、否認しようとする行為の相手方に對して否認の原因があるときは、否認権は、当該各号に規定する転得者に対しても、行使することができる。

第一項及び第二項の規定による権利の行使は、転得者がその前者から財産を取得するためとした反対給付又はその前者から財産を取得することによって消滅した債権の価額を限度とする。

ついての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

前各項の規定は、破産手続開始の申立てを棄却する決定に対し第三十三条第一項の即時抗議

倅として取得した財産について隠匿等の处分をする意思を有し、かつ、相手方が破産者がその手方は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ當該各号に定める権利行使することができ
る。

得した全ての転得者に対しても否認の原因があるときに限る。

二 転得者が転得の当时、破産者がした行為が破産債権者を害することを知っていたとき。

二 転得者が第百六十一條第二項各号に掲げる者のいずれかであるとき。ただし、転得の當時、破産者がした行為が破産債権者を害する

（破産管財人は、第一項に規定する行為を轉得する者に対する否認権の行使によつて否認しようとするときは、第一百六十七条规定により破産財団に復すべき財産の返還に代えて、転得者に対し、当該財産の価額から前各項の規定により財团債権となる額（第一百六十八条规定第一項第一号に掲げる場合（第一項ただし書に該当するときを除く。）にあつては、破産者の受けた反

(保全処分に係る手続の続行と担保の取扱い)
第一百七十二条 前条第一項(同条第七項において
準用する場合を含む。)の規定による保全処分
が命じられた場合において、破産手続開始の決
定があつたときは、破産管財人は、当該保全処
分に係る手続を続行することができる。
二 破産管財人が破産手続開始の決定後一月以内
に前項の規定に依る同項の保全処分に係る手続
を前項の規定に依る同項の保全処分に係る手続

二 破産者の受けた反対給付によつて生じた利権

三 転得者が無償行為又はこれと同視すべき有償行為によつて転得した者であるとき。
三百六十七条规定は、前項第三号の

（相手方の債権に関する転得者の権利）
第百七十条の三 破産者がした第百六十二条第一項に規定する行為が転得者に対する否認権の行

を実行しないときは、当該保全処分は、その効力を失う。
破産管財人は、第一項の規定により同項の保全処分に係る手続を続行しようとする場合において、前条第二項（同条第七項において準用する）

三 破産者の受けた反対給付によつて生じた利益の一部が破産財団中に現存する場合 財団債権者としてその現存利益の返還を請求する

(破産者の受けた反対給付に関する転得者の権利等)

その受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、転得者は、当該行為がその相手方に対する否認権の行使によって否認されたとすれば第百六十九条の規定により原状に復すべき

（場合を含む。）に規定する担保の全部又は一部が破産財団に属する財産でないときは、その担保の全部又は一部を破産財団に属する財産による担保に変換しなければならない。

3 前項の規定の適用については、当該行為の相手方が第百六十二条第二項各号に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行為

て否認されたときは、転得者は、第一百六十八条
第一項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該
各号に定める権利を行使することができる。た
ゞ、同項第一号に掲げる場合において、被窓

合には、前条第四項の規定を準用する。
（否認権のための保全処分）

八条並びに第二章第四節（第三十七条第五項から第七項までを除く。）及び第五節の規定は、第一項の規定により破産管財人が続行する手続に係る保全処分について準用する。
（否認権の行使）

4 破産管財人は、第一百六十条第一項若しくは第三項又は第一百六十二条第一項に規定する行為を

る転得者がした反対給付又は消滅した転得者の債権の価額を超えるときは、転得者は、財団債権者として破産者の受けた反対給付の価額の償還を請求する権利を行使することができる。

要があると認めるときは、利害関係人（保全管代理人）が選任されている場合にあっては、保全管代理人の申立てにより又は職権で、仮差押え仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

第一百七十三条 否認権は、訴え、否認の請求又は抗弁によつて、破産管財人が行使する。
前項の訴え及び否認の請求事件は、破産裁判所が管轄する。

2	否認の請求を認容し、又はこれを棄却する裁判は、理由を付した決定でしなければならない。
3	裁判所は、前項の決定をする場合には、相手方又は転得者を審尋しなければならない。
4	否認の請求を認容する決定があつた場合は、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。
5	否認の請求を認容する決定に対する異議の訴え
6	前項の訴えは、破産裁判所が管轄する。
7	第一項の訴えについての判決においては、訴えを不適法として却下する場合を除き、同項の決定を認可し、変更し、又は取り消す。
8	第一項の決定を認可する判決が確定したときは、その決定は、確定判決と同一の効力を有する。同項の訴えが、同項に規定する期間内に提起されたとき、又は却下されたときも、同様とする。
9	第一項の決定を認可し、又は変更する判決については、受訴裁判所は、民事訴訟法第二百五十九条第一項の定めるところにより、仮執行の宣言をすることができる。
10	第一項の訴えに係る訴訟手続は、破産手続が終了したときは、第四十四条第四項の規定にかかるわらず、終了する。
11	(否認権行使の期間)
12	第一百七十六条 否認権は、破産手続開始の日から二年を経過したときは、行使することができない。否認しようとする行為の日から十年を経過したときも、同様とする。
13	(役員の財産に対する保全処分)
14	第一百七十七条 裁判所は、法人である債務者について破産手続開始の決定があつた場合において、清算手続開始の決定があつた場合において、必要があると認めたときは、破産管財人の責任に基づく損害賠償請求権の査定の裁判の節において「役員責任査定決定」という。)をすることができる。
15	前項の申立てをするときは、その原因となる事実を疎明しなければならない。
16	裁判所は、職権で役員責任査定決定の手続を開始する場合には、その旨の決定をしなければならない。
17	第一項の申立て又は前項の決定があつたときは、時効の完成猶予及び更新に関しては、裁判上の請求があつたものとみなす。
18	役員責任査定決定の手続(役員責任査定決定があつた後のものを除く。)は、破産手続が終了したときは、終了する。
19	(役員責任査定決定等)

2	当該役員の財産に対する保全処分をすることができる。
3	裁判所は、破産手続開始の申立てがあつた時においても、緊急の必要があると認めるときは、債務者(保全管理人)が選任されている場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。
4	否認の請求を認容する決定があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。
5	否認の請求を認容する決定に対する異議の訴え
6	前項の規定による決定に対する異議の訴えは、その送達を受けた日から一月の不変期間内に、異議の訴えを提起することができる。
7	前項の訴えは、破産裁判所が管轄する。
8	第一項若しくは第二項の規定による保全処分又は前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることはできる。
9	前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。
10	前項の規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。
11	第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。
12	第二項から前項までの規定は、破産手続開始の申立てを棄却する決定に対して第三十三条第一項の即時抗告があつた場合について準用する。
13	(役員の責任の査定の申立て等)
14	第一項の訴えについての判決においては、訴えを不適法として却下する場合を除き、役員責任査定決定を認可し、変更し、又は取り消す。
15	役員責任査定決定を認可し、又は変更した判決は、強制執行に関しては、給付を命ずる判決と同一の効力を有する。
16	役員責任査定決定を認可し、又は変更した判決については、受訴裁判所は、民事訴訟法第二百五十九条第一項の定めるところにより、仮執行の宣言をすることができる。
17	(役員責任査定決定の効力)
18	前項の訴えが、同項の期間内に提起されなかつたときは、又は却下されたときは、役員責任査定決定は、給付を命ずる確定判決と同一の効力を有する。
19	前項の訴えが、同項の期間内に提起されなかつたときは、又は却下されたときは、役員責任査定決定は、給付を命ずる確定判決と同一の効力を有する。
20	(社員の出資責任)
21	第一百八十二条 会社法第六百六十三条规定は、法人である債務者につき破産手続開始の決定があつた場合について準用する。この場合において、同条中「当該清算持分会社」とあるのは、「破産管財人」と読み替えるものとする。
22	(匿名組合員の出資責任)

2	裁判所は、前項に規定する裁判をする場合には、役員を審尋しなければならない。
3	裁判所は、前項に規定する裁判をする場合には、債務者(保全管理人)が選任されている場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。
4	第一項若しくは第二項の規定による保全処分をすることはできる。
5	前項の訴えは、破産裁判所が管轄する。
6	第一項の訴えについての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。
7	(役員責任査定決定の申立て)
8	第一項の申立てについての裁判においては、別除権者が处分をすべき期間の指定
9	第一項の申立てについての裁判においては、別除権者が法律に定められた方法によらないで別除権の目的である財産の処分をする権利を有するときは、裁判所は、破産管財人の申立てにより、別除権者がその処分をすべき期間を定めることができる。
10	別除権者は、前項の期間内に処分をしないときは、同項の権利を失う。
11	(別除権者が処分をすべき期間の指定)
12	第二項の場合には、民事執行法第六十三条及び第二百二十九条(これらの規定を同法その他強制執行の手続に関する法令において準用する場合においては、別除権者は、その換価を拒むこと)ができない。
13	前二項の場合には、民事執行法第六十三条及び第二百二十九条(これらの規定を同法その他強制執行の手続に関する法令において準用する場合においては、別除権者は、その換価を拒むこと)ができない。
14	第二項の場合において、別除権者が受けべき金額がまだ確定していないときは、破産管財人は、代金を別に寄託しなければならない。この場合においては、別除権者は、寄託された代金につき存する。
15	第二項の場合において、別除権者が受けるべき金額がまだ確定していないときは、破産管財人は、代金を別に寄託しなければならない。この場合においては、別除権者は、代金を別に寄託しなければならない。
16	第二項の場合には、民事執行法第六十三条及び第二百二十九条(これらの規定を同法その他強制執行の手続に関する法令において準用する場合においては、別除権者は、その換価を拒むこと)ができない。
17	第二項の場合において、別除権者が受けるべき金額がまだ確定していないときは、破産管財人は、代金を別に寄託しなければならない。この場合においては、別除権者は、代金を別に寄託しなければならない。
18	(第二節 担保権の消滅)
19	第一百八十六条 破産手続開始の時において破産財團に属する財産につき担保権(特別の先取権、質権、抵当権又は商法若しくは会社法の規定による留置権をいう。以下この節において同じ。)が存する場合には、当該財産を任意に売却して当該担保権を消滅させることができ。債務者は、裁判所に対し、当該財産を任意に売却し、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める額に相当する金銭が裁判所に納付されることにより当該財産につき存するすべての担保権を消滅させることについての許可の申立てをすることができる。ただし、当該担保

2	任意売却をする場合を除き、民事執行法その他の強制執行の手続に関する法令の規定によつては、役員を審尋しなければならない。
3	破産管財人は、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定により、別除権の目的である財産の換価をすることができる。この場合においては、別除権者は、その換価を拒むこと
4	前二項の場合には、民事執行法第六十三条及び第二百二十九条(これらの規定を同法その他強制執行の手続に関する法令において準用する場合においては、別除権者は、その換価を拒むこと)ができない。
5	前二項の場合において、別除権者が受けるべき金額がまだ確定していないときは、破産管財人は、代金を別に寄託しなければならない。この場合においては、別除権者は、代金を別に寄託しなければならない。
6	第二項の場合において、別除権者が受けるべき金額がまだ確定していないときは、破産管財人は、代金を別に寄託しなければならない。この場合においては、別除権者は、代金を別に寄託しなければならない。
7	第二項の場合において、別除権者が受けるべき金額がまだ確定していないときは、破産管財人は、代金を別に寄託しなければならない。この場合においては、別除権者は、代金を別に寄託しなければならない。
8	(第二節 担保権の消滅)
9	第一百八十六条 破産手続開始の時において破産財團に属する財産につき担保権(特別の先取権、質権、抵当権又は商法若しくは会社法の規定による留置権をいう。以下この節において同じ。)が存する場合には、当該財産を任意に売却して当該担保権を消滅させることができ。債務者は、裁判所に対し、当該財産を任意に売却し、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める額に相当する金銭が裁判所に納付されることにより当該財産につき存するすべての担保権を消滅させることについての許可の申立てをすることができる。ただし、当該担保

権を有する者の利益を不当に害することとなると認められるときは、この限りでない。一 破産管財人が、売却によつてその相手方から取得することができる金銭（売買契約の締結及び履行のために要する費用のうち破産財団から現に支出し又は将来支出すべき実費の額並びに当該財産の譲渡に課されるべき消費税額等（当該消費税額及びこれを課税標準として課されるべき地方消費税額をいう。以下この節において同じ。）に相当する額であつて、当該売買契約において相手方の負担とするものに相当する金銭を除く。以下この節において「売得金」という。）の一部を破産財団に組み入れようとする場合 売得金の額下この節において「組入金」という。）の額を控除した額二 前号に掲げる場合以外の場合 売得金の額前項第一号に掲げる場合には、同項の申立てをしようとする破産管財人は、組入金の額について、あらかじめ、当該担保権を有する者と協議しなければならない。

三 第一項の申立てでは、次に掲げる事項を記載した書面（以下この節において「申立書」といふ。）でしなければならない。

一 担保権の目的である財産の表示

二 売得金の額（前号の財産が複数あるときは、売得金の額及びその各財産ごとの内訳の額）

三 第一号の財産の売却の相手方の氏名又は名称

四 消滅すべき担保権の表示

五 前項の規定による協議の内容及びその経過

六 申立書には、前項第一号の財産の売却に係る売買契約の内容（売買契約の締結及び履行のための費用のうち破産財団から現に支出し又は将来支出すべき実費の額並びに当該財産の譲渡に課されるべき消費税額等に相当する額であつて、当該売買契約において相手方の負担とされるものを含む。）を記載した書面を添付しなければならない。

七 前項の規定による協議の内容及びその経過

申立書には、前項第一号の財産の売却に係る売買契約の内容（売買契約の締結及び履行のための費用のうち破産財団から現に支出し又は将来支出すべき実費の額並びに当該財産の譲渡に課されるべき消費税額等に相当する額であつて、当該売買契約において相手方の負担とされるものを含む。）を記載した書面を添付しなければならない。

5 申立書を、当該申立書に記載された第三

6 第一百八十七条 被申立担保権者は、前条第一項の申立てにつき異議があるときは、同条第五項の規定によりすべての被申立担保権者に申立書及び同条第四項の書面の送達がされた日から一月以内に、担保権の実行の申立てをしたことを証する書面を裁判所に提出することができる。

2 裁判所は、被申立担保権者につきやむを得ない事由がある場合に限り、当該被申立担保権者の申立てにより、前項の期間を伸長することができる。

3 破産管財人と被申立担保権者との間に売得金及び組入金の額（前条第一項第二号に掲げる場合にあつては、売得金の額）について合意がある場合には、当該被申立担保権者は、担保権の実行の申立てをすることができない。

4 被申立担保権者は、第一項の期間（第二項の規定により伸長されたときは、その伸長された期間。以下この節において同じ。）が経過した後は、第一百九十条第六項の規定により第一百八十九条第一項の許可の決定が取り消され、又は同項の不許可の決定が確定した場合を除き、担保権の実行の申立てをすることができない。

5 第一百九十条第六項の規定により同項の証する書面が提出された後に、当該担保権の実行の申立てが取り下げられ、又は却下された場合には、当該書面は提出されなかつたものとみなす。民事執行法第一百八十八条において準用する同法第六十三条又は同法第一百九十二条において準用する同法第二百二十九条（これらの規定を同法その他強制執行の手続に関する法令において準用する場合を含む。）の規定により同項の担保権の実行の手続が取り消された場合も、同様とする。

6 第一百八十九条第一項の不許可の決定が確定した後に、第一項の担保権の実行の申立てが取り下げられ、又は却下された場合において、破産管財人が前条第一項の申立てをしたときは、当該被申立担保権の実行の申立てをした被申立担保権者は、第一項の規定にかかるわらず、同項の担保権の実行の申立てをしたことを証する書面を提出することができる。

7 買受けの申出をした者（その者以外の者が買受け希望者である場合にあっては、当該買受け希望者は、前条第一項の期間内は、当該買受けの申出撤回することができる。）は、前条第一項の期間内は、当該買受けの申出撤回することができる。

8 破産管財人は、買受けの申出があつたときは、前条第一項の期間が経過した後、裁判所に對し、第一百八十六条第三項第一号の財産を買受希望者に売却する旨の届出をしなければならない。この場合において、買受けの申出が複数あつたときは、最高の買受けの申出の額に係る買

9 項第四号の担保権を有する者（以下この節において「被申立担保権者」という。）に送達しなければならない。この場合においては、第十一条第三項本文の規定は、適用しない。（担保権の実行の申立て）

10 第一百八十九条 被申立担保権者が、前条第一項の期間内に、破産管財人に對し、当該被申立担保権者又は他の者が第一百八十六条第三項第一号の財産を買ひ受ける旨の申出（以下この節において「買受けの申出」という。）をすることができる。

2 買受けの申出は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 第一百八十六条第三項第一号の財産を買ひ受ける者（以下この節において「買受希望者」という。）の氏名又は名称

二 破産管財人が第一百八十六条第三項第一号の財産の売却によつて買受希望者から取得することができる金銭の額（売買契約の締結及び履行のために要する費用のうち破産財団から現に支出し又は将来支出すべき実費の額並びに当該財産の譲渡に課されるべき消費税額等に相当する額）

三 第一百八十六条第三項第一号の財産が複数あるときは、買受けの申出の額の各財産ごとの内訳の額

4 第一百八十六条第三項第一号の財産が複数あるときは、第二項第三号の買受けの申出の額の各財産ごとの内訳の額は、当該各財産につき、同条第三項第二号の売得金の額の各財産ごとの内訳の額を下回つてはならない。

5 買受け希望者は、買受けの申出に際し、最高裁判所規則で定める額及び方法による保証を破産管財人に提供しなければならない。

6 前条第三項の規定は、買受けの申出について準用する。

7 買受けの申出をした者（その者以外の者が買受け希望者である場合にあっては、当該買受け希望者は、前条第一項の期間内は、当該買受けの申出撤回することができる。）は、當該買受け希望者（第一項第二号に定める買受け希望者を除く。）は、當該買受け希望者（第一項第二号に定める買受け希望者を除く。）は、當該買受け希望者（第一項第二号に定める買受け希望者を除く。）は、當該買受けの申出の額を売買契約の売得金の額とみなす。

8 第一百八十六条第一項の申立てについての裁判があった場合には、その裁判が確定するまでの間、買受け希望者（第一項第二号に定める買受け希望者を除く。）は、當該買受け希望者（第一項第二号に定める買受け希望者を除く。）は、當該買受けの申出を撤回することができる。

9 第一百八十六条第一項の申立てについての裁判に對しては、即時抗告をすることができる。

10 第一百八十六条第一項の申立てについての裁判又は前項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければ

し、又は当該担保権の行使によつて弁済を受け
ることができない債権の額を証明しなければな
らない。

第一百九十九条 次に掲げる場合には、破産管財人は、直ちに、配当表を更正しなければならない。

一、破産債権者表を更正すべき事由が最後配当に関する除斥期間内に生じたとき。

二、前条第一項に規定する事項につき最後配当に関する除斥期間内に証明があつたとき。

三、前条第三項に規定する事項につき最後配当に関する除斥期間内に証明があつたとき。

前項第三号の規定は、準別除権者について準用する。

(配当表に対する異議)

第二百条 届出をした破産債権者で配当表の記載に不服があるものは、最後配当に関する除斥期間が経過した後一週間以内に限り、裁判所に対して、異議を申し立てることができる。

裁判所は、前項の規定による異議の申立てを理由があると認めるときは、破産管財人に対し、配当表の更正を命じなければならない。

第一項の規定による異議の申立てについての裁判に対しても、即時抗告をすることができる。この場合においては、配当表の更正を命ずる決定に対する即時抗告の期間は、第十一条第一項の規定により利害関係人がその裁判書の閲覧を請求することができることとなつた日から起算する。

第一項の規定による異議の申立てを却下する裁判及び前項前段の即時抗告についての裁判(配当表の更正を命ずる決定を除く。)があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

し、又は当該担保権の行使によって弁済を受けることができない債権の額を証明しなければならない。

4 第百九十六条第三項前段（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により配当表に記載された根抵当権によって担保される破産債権については、最後配当に関する除斥期間内に当該担保権の行使によって弁済を受けることができない債権の額の証明がされた場合を除き、同条第三項後段（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により配当表に記載された最後配当の手続に参加することができる債権の額を当該弁済を受けることができない債権の額とみなす。

5 第三項の規定は、準別除権者について準用する。

(配当額の定め及び通知)

第二百一一条 破産管財人は、前条第一項に規定する期間が経過した後（同項の規定による異議の申立てがあつたときは、当該異議の申立てに係る手続が終了した後）、遅滞なく、最後配当の手続に参加することができる破産債権者に対する配当額を定めなければならない。

第二百二十二条 破産管財人は、第七十条の規定により寄託された金額で第九十八条第二項の規定に適合しなかつたことにより最後配当の手続に参加することができなかつた破産債権者のために寄託したものとの配当を、最後配当の一部として他の破産債権者に對してしなければならない。

第三百三十三条 解除条件付債権である破産債権について、その条件が最後配当に関する除斥期間内に成就しないときは、第六十九条の規定により供した担保はその効力を失い、同条の規定により寄託された金額は当該破産債権を有する破産債権者に支払わなければならぬ。

第四百二十二条 第一百一一条の規定により弁済を受けた破産債権者は又は第九十九条の規定による弁済を受けた破産債権者は、他の同順位の破産債権者が自己の受けた弁済と同一の割合の配当を受けるまでには、最後配当を受けることができない。

第五百四十二条 第一項の規定により破産債権者に対する配当額を定めた場合において、第一百十一条第一項第四号及び第一百三十三条第二項の規定による届出をしなかつた破産債権者について、その定めた配当額が同号に規定する最高裁判所規則で定める配当額を満たないときは、破産管財人は、当該破産債権者以外の他の破産債権者に對して当該配当額の最後配当をしなければならない。この場合においては、当該配当額について、当該他の破産債権者に対する配当額を定めなければならない。

第六百四十二条 次項の規定による配当額の通知を発する前に、新たに最後配当に充てることができる財産があるに至つたときは、破産管財人は、遅滞なく、配当表を更正しなければならない。

第七百四十二条 破産管財人は、第一項から前項までの規定により定めた配当額を、最後配当の手続に参加することができる破産債権者（第五項の規定により最後配当を受けることができない破産債権者を除く。）に通知しなければならない。

(配当額の供託)

二 異議等のある破産債権であつて前条第七項の規定による配当額の通知を発した時にその確定に関する破産債権査定申立てに係る査定の手続、破産債権査定異議の訴えに係る訴訟手続、第二百二十七条第一項若しくは第二百二十九条第二項の規定による受継があつた訴訟手続又は同条第一項の規定による異議の主張に係る訴訟手続が係属しているものに対する配当額

三 税租等の請求権又は罰金等の請求権であつて前条第七項の規定による配当額の通知を発した時に審査請求、訴訟（刑事訴訟を除く。）その他の不服の申立ての手續が終了していないものに対する配当額

（破産管財人に知れていない財团債権者の取扱い）

一 異議等のある破産債権であつて前条第七項の規定による配当額の通知を発した時にその確定に関する破産債権査定申立てに係る査定の手続、破産債権査定異議の訴えに係る訴訟手続、第二百二十七条第一項若しくは第二百二十九条第二項の規定による受継があつた訴訟手続又は同条第一項の規定による異議の主張に係る訴訟手続が係属しているものに対する配当額

二 租税等の請求権又は罰金等の請求権であつて前条第七項の規定による配当額の通知を発した時に審査請求、訴訟（刑事訴訟を除く。）その他の不服の申立ての手続が終了していないものに対する配当額

三 破産債権者が受け取らない配当額（破産管財人に知れていない財団債権者の取扱い）

第二百四条 第二百一条第七項の規定による配当額の通知を発した時に破産管財人に知れていない財団債権者は、最後配当をすることができる場合において、次に掲げるときは、破産管財人の申立てにより、最後配当に代えてこの節の規定による配当（以下この章及び次章において「易配当」という。）をすることを許可することができる。

一 配当をすることができる金額が千万円に満たないと認められるとき。

二 裁判所が、第三十二条第一項の規定により同項第五号に掲げる事項を公告し、かつ、その旨を知っている破産債権者に対し同条第三項第一号の規定により通知した場合において、届出をした破産債権者が同条第一項第五号に規定する時までに異議を述べなかつたとき。

三 前二号に掲げるもののほか、相当と認められるとき。

破産管財人は、前項の規定による許可があつた場合には、次条において読み替えて準用する第百九十六条第一項の規定により配当表を裁判所に提出した後遅滞なく、届出をした破産債権者に対する配当見込額を定めて、簡易配当の手続に参加することができる債権の総額（簡易配当額）

配当をすることができる金額及び当該配当見込額を届出をした破産債権者に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知は、その通知が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

4 第二項の規定による通知が届出をした各破産債権者に通常到達すべきであった時を経過したときは、破産管財人は、遅滞なく、その旨を裁判所に届け出なければならない。
(準用)

第二百五条 簡易配当について
第百九十五条 第一百九十七条、第二百条第三項及び第五项並びに第二百一一条第七項を除く)の規定を準用する。この場合において、第一百九十六条第一項及び第三項中「前条第二項の規定による

3 配当をすることができる金額及び当該配当見込額を届出をした破産債権者に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知は、その通知が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。第二項の規定による通知が届出をした各破産債権者に通常到達すべきであった時を経過したときは、破産管財人は、遅滞なく、その旨を裁判所に届け出なければならない。

(準用)

第二百五条 簡易配当については、前節（第一百九十五条、第一百九十七条、第二百条第三項及び第四項並びに第二百一条第七項を除く。）の規定を準用する。この場合において、第一百九十六条第一項及び第三項中「前条第二項の規定による許可」とあるのは、「第二百四条第一項の規定による許可」と、第一百九十八条第一項中「前条第三項」であるのは、「第二百四条第四項」と、「二週間以内に」とあるのは「二週間以内に」と、第二百一条第一項中「当該異議の申立てに係る手続が終了した後」とあるのは「当該異議の申立てについての決定があつた後」と、同条第六項中「次項の規定による配当額の通知を発する前に」とあるのは「前条第一項に規定する期間内に」と、第二百二条第一号及び第二号中「前条第七項の規定による配当額の通知を発した時に」とあり、並びに第一百三条中「第二百一条第七項の規定による配当額の通知を発した時に」とあるのは「第二百条第一項に規定する期間を経過した時に」と読み替えるものとする。

(簡易配当の許可の取消し)

第二百六条 破産管財人は、第二百四条第一項第三号の規定による許可があつた場合において、同条第二項の規定による通知をするときは、同時に、簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は裁判所に對し同条第四項の規定による届出の日から起算して一週間以内に異議を述べるべき旨をも通知しなければならない。この場合において、届出をした破産債権者が同項の規定による届出の日から起算して一週間以内に異議を述べたときは、裁判所書記官は、当該許可を取り消さなければならない。

人、相続財産の清算人又は遺言執行者（相続財産の管理に必要な行為をする権利を有する遺言執行者に限る。以下この節において同じ。）も、破産手続開始の申立てをすることができる。

2 次の各号に掲げる者が相続財産について破産手続開始の申立てをするときは、それぞれ当該各号に定める事実を疎明しなければならない。

一 相続債権者は受遺者（その有する債権の存在及び当該相続財産の破産手続開始の原因となる事実）

二 相続人、相続財産の管理人、相続財産の清算人又は遺言執行者（当該相続財産の破産手続開始の原因となる事実）

（破産手続開始の申立期間）

第二百二十五条 相続財産については、民法第九百四十一條第一項の規定により財産分離の請求をすることができる間に限り、破産手続開始の申立てをすることができる。ただし、限定承認又は財産分離があつたときは、相続債権者及び受遺者に対する弁済が完了するまでの間も、破産手続開始の申立てをすることができる。

第二百二十六条 裁判所は、破産手続開始の申立て後破産手続開始の決定前に債務者について相続が開始したときは、相続債権者、受遺者、相続人、相続財産の管理人、相続財産の清算人又は遺言執行者の申立てにより、当該相続財産についてその破産手続を続行する旨の決定をすることができる。

2 前項に規定する続行の申立ては、相続が開始した後一月以内にしなければならない。

3 第一項に規定する破産手続は、前項の期間内に第一項に規定する続行の申立てがなかつた場合は、その期間が経過した時に、前項の期間内に第一項に規定する続行の申立てがあつた場合で、該申立てを却下する裁判が確定したときは、その時に、それぞれ終了する。

4 第一項に規定する続行の申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができる。（破産手続開始の決定後の相続の開始）

第二百二十七条 裁判所は、破産手続開始の決定後に破産者について相続が開始したときは、当該相続財産についてその破産手続を続行する。（限定承認又は財産分離の手続との関係）

第二百二十八条 相続財産についての破産手続開始の決定は、限定承認又は財産分離を妨げない。ただし、破産手続開始の決定の取消し若しくは、相続財産についての破産手続開始の申立てを却下する。（相続財産の清算との関係）

くは破産手続廃止の決定が確定し、又は破産手続終結の決定があるまでの間は、限定承認又は財産分離の手続は、中止する。（破産財團の範囲）

第二百二十九条 相続財産について破産手続開始の決定があつた場合には、相続財産に属する一切の財産（日本国内にあるかどうかを問わない。）は、破産財團とする。この場合においては、相続人は、被相続人が相続財産の全部又は一部を処分した後は、被相続人が相続人に對して有していた権利は、消滅しなかつたものとみなす。

2 相続人が相続財産について破産手続開始の決定があつた後は、相続財團に属する一切の財産（日本国内にあるかどうかを問わない。）は、被相続人が相続人に對して有していた権利を有する。この場合においては、相続人は、被相続人に對して有していた債権について、相続人と同一の権利を有する。相続人が相続財團とされる場合において、相続人が相続財團に属する場合においては、相続人は、被相続人に對して自己の固有財産をもつて弁済されたときは、相続人が反対給付について有する権利は、破産財團に属する。

3 前項に規定する場合において、相続人が既に同項の反対給付を受けているときは、相続人は、當該反対給付を破産財團に返還しなければならない。ただし、相続人が當該反対給付を受けた當時、破産手続開始の原因となる事實又は破産手續開始の申立てがあつたことを知らなかつたときは、その現に受けている利益を返還すれば足りる。（相続人等の説明義務等）

第二百三十条 相続財産について破産手続開始の決定があつた場合には、次に掲げる者は、破産管財人若しくは債権者委員会の請求又は債権者集会の決議に基づく請求があつたときは、破産に關する必要な説明をしなければならない。

一 被相続人の代理人であつた者

二 相続人及びその代理人

三 相続財産の管理人、相続財産の清算人及び遺言執行者

（相続人等の説明義務等）

第二百三十四条 相続財産について破産手続開始の決定があつた場合には、被相続人、相続人、相続財産の管理人、相続財産の清算人又は遺言執行者が相続財産についての破産手續を続行する（被相続人の代理であつた者は、被相続人の代理人であつた者）（相続人等の説明義務等）

第二百三十五条 相続財産について破産手続開始の決定があつた場合には、受遺者に対する債権の供与又は債務の消滅に関する行為がその債権に優先する債権を有する破産債権者を害するときは、當該行為を否認することができる。

2 第百六十七条第二項の規定は、前項の行為が同項の規定により否認された場合について準用する。この場合において、同条第二項中「破産債権者を害すること」とあるのは、「第一百三十五条第二項の破産債権者を害すること」と読み替えるものとする。（否認後の残余財産の分配等）

第二百三十六条 相続財産について破産手続開始の決定があつた場合には、相続債権者及び受遺者の債権に優先する。（相続債権者、受遺者及び相続人の債権者の地位）

第二百三十七条 第二百三十六条の規定があつた場合には、相続債権者及び受遺者は、相続人について破産手続開始の決定があつたときには、相続財産について破産手續を開始する（相続債権者及び受遺者の地位）

第二百三十八条 破産手続開始の決定前に破産者の單純承認又は相続放棄の効力等）

第二百三十九条 相続財産について破産手続開始の決定があつた場合には、相続人が被相続人に對して有していた権利は、消滅しなかつたものとみなす。この場合においては、相続人は、被相続人に對して有していた債権について、相続人と同一の権利を有する。相続人が相続財團とされる場合において、相続人が相続財團に属する場合においては、相続人は、被相続人に對して自己の固有財産をもつて弁済されたときは、相続人が反対給付について有する権利は、破産財團に属する。

2 相続人が相続財團に属する一切の財産（日本国内にあるかどうかを問わない。）は、被相続人が相続財團とされる場合において、相続人が相続財團に属する場合においては、相続人は、被相続人に對して自己の固有財産をもつて弁済されたときは、相続人が反対給付について有する権利は、破産財團に属する。

第三百四十二条 相続財産について破産手続開始の決定があつた場合には、被相続人及び受遺者（被相続人の代理であつた者は、被相続人の代理人であつた者）の債権に優先する。この場合において、被相続人及び受遺者の債権に優先する。この場合において、被相続人及び受遺者の債権に優先する。

2 相続人について破産手続開始の決定があつた場合には、被相続人、相続人、相続財産の管理人、相続財産の清算人又は遺言執行者が相続財産についての破産手續を開始した行為が否認されたときは、被相続人は、相続人の債権者（被相続人の代理であつた者は、被相続人の代理人であつた者）の債権に優先する。

3 第二百二十五条に規定する期間内にされた破産手續開始の申立てにより相続人について破産手續開始の決定があつたときは、相続人の債権者（被相続人の代理であつた者は、被相続人の代理人であつた者）の債権に優先する。

2 第二百二十五条に規定する期間内にされた破産手續開始の申立てにより相続人について破産手續開始の決定があつたときは、相続人の債権者（被相続人の代理であつた者は、被相続人の代理人であつた者）の債権に優先する。

3 第二百二十五条に規定する期間内にされた破産手續開始の申立てにより相続人について破産手續開始の決定があつたときは、相続人の債権者（被相続人の代理であつた者は、被相続人の代理人であつた者）の債権に優先する。

4 相続人について破産手續開始の決定があつたときは、相続債権者の債権は、受遺者の債権に優先する。

2 相続人について破産手續開始の決定があつたときは、相続債権者の債権は、受遺者の債権に優先する。

3 第二百二十五条に規定する期間内にされた破産手續開始の申立てにより相続人について破産手續開始の決定があつたときは、相続人の債権者（被相続人の代理であつた者は、被相続人の代理人であつた者）の債権に優先する。

4 相続人について破産手續開始の決定があつたときは、相続債権者の債権は、受遺者の債権に優先する。

いて、破産債権者としてその権利を行使することができない。第二百三十八条第一項の規定により、限定承認の効力を有するときも、同様とする。

(限定承認又は財産分離の手続において相続債権者等が受けた弁済)

第二百四十二条 相続債権者又は受遺者は、相続人にについて破産手続開始の決定があつた後に、限定期承認又は財産分離の手続において、権利行使したことにより、破産債権について弁済を受けた場合であつても、その弁済を受ける前の債権の額について破産手続に参加することができる。相続人の債権者が、相続人について破産手続開始の決定があつた後に、財産分離の手続において権利行使したことにより、破産債権について弁済を受けた場合も、同様とする。

前項の相続債権者若しくは受遺者又は相続人の債権者は、他の同順位の破産債権者が自己の受けた弁済（相続人が数人ある場合には、当該破産手続開始の決定を受けた相続人の相続分に応じた部分に限る。次項において同じ。）と同一の割合の配当を受けるまでは、破産手続により、配当を受けることができない。

第三項の相続債権者若しくは受遺者又は相続人の債権者は、前項の弁済を受けた債権の額については、議決権を行使することができない。

（限定承認又は財産分離等の後の相続財産の管理及び処分等）

第二百四十二条 相続人について破産手続開始の決定があつた後、当該相続人について財産分離があつたときは、破産管財人は、当該相続人の固有財産と分別して相続財産の管理及び処分をしなければならない。限定期承認又は財産分離があつた後に相続人について破産手続開始の決定があつたときも、同様とする。

破産管財人が前項の規定による相続財産の管理及び処分を終えた場合において、残余財産があるときは、その残余財産のうち当該相続人に帰属すべき部分は、当該相続人の固有財産となす。この場合において、破産管財人は、その残余財産について、破産財団の財目録及び貸借対照表を補充しなければならない。

第一項前段及び第一項の規定は、第二百三十八条第一項の規定により限定期承認の効力を有する場合及び第二百四十条第三項の場合について準用する。

第三節 受遺者の破産 (包括受遺者の破産)

第二百四十四条 破産手続開始の決定前に破産者について破産手続開始の決定があつた場合について準用する。

(特定遺贈の承認又は放棄)

第二百四十三条 前節の規定は、包括受遺者についてのための特定遺贈があつた場合において、破産者が当該決定の時においてその承認又は放棄をしていなかつたときは、破産管財人は、破産者に代わって、その承認又は放棄をすることができる。

民法第九百八十七条の規定は、前項の場合について準用する。

（信託財産に関する破産事件の管轄）

第二百四十四条の二 信託財産についてのこの法律の規定による破産手続開始の申立ては、信託を受けた弁済（相続人が数人ある場合には、当該破産手続開始の決定を受けた相続人の相続分に応じた部分に限る。次項において同じ。）と同一の割合の配当を受けるまでは、破産手続により、配当を受けることができない。

前項の相続債権者若しくは受遺者又は相続人の債権者は、前項の弁済を受けた債権の額については、議決権を行使することができない。

（限定承認又は財産分離等の後の相続財産の管理及び処分等）

第二百四十二条 相続人について破産手続開始の決定があつた後、当該相続人について財産分離があつたときは、破産管財人は、当該相続人の固有財産と分別して相続財産の管理及び処分をしなければならない。限定期承認又は財産分離があつた後に相続人について破産手続開始の決定があつたときも、同様とする。

破産管財人が前項の規定による相続財産の管理及び処分を終えた場合において、残余財産があるときは、その残余財産のうち当該相続人に帰属すべき部分は、当該相続人の固有財産となす。この場合において、破産管財人は、その残余財産について、破産財団の財目録及び貸借対照表を補充しなければならない。

第一項前段及び第一項の規定は、第二百三十八条第一項の規定により限定期承認の効力を有する場合及び第二百四十条第三項の場合について準用する。

（破産手続開始の申立て）

第二百四十四条の四 信託財産については、信託債権（信託法第二十一条第二項第二号に規定する信託債権をいう。次項第一号及び第二百四十四条の七において同じ。）を有する者又は受益者のほか、受託者は信託財産管理者、信託財産法人管理人若しくは同法第百七十条第一項の四条の七において同じ。）を有する者又は受益者のために特定遺贈があつた場合において、破産者が当該決定の時においてその承認又は放棄をしていなかつたときは、破産管財人は、破産者に代わって、その承認又は放棄をすることができる。

（信託債権者及び受益者の地位）

第二百四十四条の七 信託財産について破産手続開始の申立てをすることができる。次項各号に掲げる者が信託財産について破産手続開始の申立てをするときは、それぞれ当該各号に定める実事を疎明しなければならない。

一 信託債権を有する者又は受益者。その有する信託債権又は受益債権の存在及び当該信託財産の破産手続開始の原因となる事実

二 受託者等 当該信託財産の破産手続開始の原因となる事実

三 受益債権と約定劣後破産債権は、同順位とする。ただし、信託行為の定めにより、約定劣後破産債権が受益債権に優先するものとすることができる。

（受託者の地位）

第二百四十四条の八 信託法第四十九条第一項（同法第五十三条第二項及び第五十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定により受託者が有する権利は、信託財産についての破産手続との関係においては、金銭債権とみなす。

（固有財産等責任負担債務に係る債権者の地位）

第二百四十四条の九 信託財産について破産手続開始の決定があつたときは、固有財産等責任負担債務（信託法第二十二条第一項に規定する固有財産等責任負担債務をいう。）に係る債権を有する者は、破産債権者としてその権利行使することができない。

（否認権に関する規定の適用関係等）

第二百四十四条の十 信託財産について破産手続開始の決定があつた場合における第六章第二節の規定の適用については、受託者等が信託財産に閑してした行為は、破産者がした行為とみなす。

（前項に規定する場合における第六十一条第一項の規定の適用については、当該行為の相手方が受託者等又は会計監査人であるときは、その相手方は、当該行為の当時、受託者等が同項の第二号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

第一項に規定する場合における第六六十二条第一項第一号の規定の適用については、債権者が受託者等又は会計監査人であるときは、その債権者は、同号に掲げる行為の当時、同号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該

4 第四十二条の規定は、信託財産について破産手続開始の決定があつた場合における受託者等について準用する。

（信託債権者及び受益者の地位）

第二百四十四条の七 信託財産について破産手続開始の決定があつた場合には、信託債権を有する者及び受益者は、受託者について破産手続開始の決定があつたときでも、破産手続開始の時において有する債権の全額について破産手続に参加することができる。信託財産について破産手続に参加することができる。

（信託債権者及び受益者の地位）

第二百四十四条の七 信託財産について破産手続開始の申立てをすることができる。

（信託債権者及び受益者の地位）

イ又は口に定める事実（同号イに掲げる場合にあつては、支払不能であったこと及び支払の停止があつたこと）を知っていたものと推定する。

4 第一項に規定する場合における第百六十八条第二項及び第一百七十条の二第二項の規定の適用については、当該行為の相手方が受託者等又は会計監査人であるときは、その相手方は、当該行為の当時、受託者等がこれらの規定に規定する隱匿等の处分をする意思を有していたことを知つていたものと推定する。（破産管財人の権限）

第二百四十四条の十一 信託財産について破産手続開始の決定があつた場合には、次に掲げるものは、破産管財人がする。

1 信託法第三十二条第一項又は第二項の規定による取消権の行使

2 信託法第三十一条第五項の規定による追認

3 信託法第三十一条第六項又は第七項の規定による取消権の行使

4 信託法第三十二条第四項の規定による権利の行使

5 信託法第四十条又は第四十一条の規定による責任の追及

6 信託法第四十二条（同法第二百五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による責任の免除

7 信託法第二百二十六条第一項、第二百二十九条第一項又は第二百五十四条第一項の規定による責任の追及

2 前項の規定は、保全管理人について準用する。

3 第百七十七条の規定は信託財産について破産手続開始の決定があつた場合における受託者等又は会計監査人の財産に対する保全処分について、第一百七八条から第一百八十一までの規定は信託財産について破産手続における受託者等又は会計監査人の責任の責めに係る損失のてん補又は原状の回復の請求権の査定について、それぞれ準用する。（保全管理命令）

第二百四十四条の十二 信託財産について破産手続開始の申立てがあつた場合における第三章第二節の規定については、第九十一条第一項中「債務者（法人である場合に限る。以下この節、第一百四十八条第四項及び第一百五十二条第二項において同じ。）の財産」とあり、並びに

同項、第九十三条第一項及び第九十六条第二項中「債務者の財産」とあるのは、「信託財産に属する財産」とする。（破産債権者の同意による破産手続廃止の申立て）

2 受託者等が数人あるときは、前項の申立ては、各受託者等ができる。

3 信託財産の破産について第一項の申立てをするには、信託の変更に関する規定に従い、あらかじめ、当該信託を継続する手続をしなければならない。

2 受託者等が数人あるときは、前項の申立ては、各受託者等ができる。

3 信託財産の破産について第一項の申立てをするには、信託の変更に関する規定に従い、あらかじめ、当該信託を継続する手続をしなければならない。

第十一章 外国倒産処理手続がある場合の特則

（外国管財人との協力）

第二百四十五条 破産管財人は、破産者についての外国倒産処理手続（外国で開始された手続で、破産手続又は再生手続に相当するものをいう。以下この章において同じ。）がある場合に

は、外國管財人（当該外国倒産処理手続において破産者の財産の管理及び処分をする権利を有する者をいう。以下この章において同じ。）に

対し、破産手続の適正な実施のために必要な協力及び情報の提供を求めることができる。

2 前項に規定する場合には、破産管財人は、外

國管財人に対し、外国倒産処理手続の適正な実施のために必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとする。

（外國管財人の権限等）

第二百四十六条 外國管財人は、債務者について破産手続開始の申立てをすることができる。

2 外國管財人は、前項の申立てをするときは、

破産手続開始の原因となる事実を疎明しなけれ

ばならない。

第二百四十六条 外國管財人は、債務者について

破産手続開始の申立てをすることができる。

2 外國管財人は、前項の申立てをするときは、

破産手続開始の原因となる事実を疎明しなけれ

ばならない。

第二百四十六条 外國管財人は、債務者について

破産手続開始の申立てをすることができる。

2 外國管財人は、前項の申立てをするときは、

破産手続開始の原因となる事実を疎明しなけれ

ばならない。

第二百四十七条 外國管財人は、届出をしていない破産債権者であつて、破産者についての外国倒産処理手続に参加しているもの代理して、破産者破産手続に参加することができる。ただし、当該外国の法令によりその権限を有する場合に限る。

2 破産管財人は、届出をした破産債権者であつて、破産者についての外国倒産処理手続に参加して、破産者破産手続に参加するには、当該外国倒産処理手続に代理して、當該破産債権者の代理を代りして、当該外国の法令によりその権限を有する

手続に参加することができる。

3 破産管財人は、前項の規定による参加をした場合には、同項の規定により代理した破産債権者のために、外国倒産処理手続に属する一切の行為をすることができる。ただし、届出の取下げ、和解その他の破産債権者の権利を害するおそれがある行為をするには、当該破産債権者の授権がなければならない。

第二百四十八条 免責手続及び復権

第二百四十九条 免責手続の申立て

第一節 免責手続

（免責許可の申立て）

第二百四十八条 個人である債務者（破産手続開始の決定後においては、破産者。第四項を除き、以下この節において同じ。）は、破産手続開始の申立てがあつた日から破産手続開始の決

定が確定した日以後一月を経過する日までの間に、破産裁判所に対し、免責許可の申立てをすることができる。

2 前項の債務者（以下この節において「債務者」という。）は、その責めに帰することができない事由により同項に規定する期間内に免責許可の申立てをすることができる。ただし、当該申立てと同時に、破産手続開始の原因となる事実を疎明しなければならない。

3 免責許可の申立てをするには、最高裁判所規則で定める事項を記載した債権者名簿を提出しなければならない。ただし、当該申立てと同時に債権者名簿を提出することができないときは、当該申立ての後遅滞なくこれを提出すれば足りる。

4 債務者が破産手続開始の申立てをした場合に

は、当該申立てと同時に免責許可の申立てをし

たもののみならず。ただし、当該債務者が破産手続開始の申立ての際に反対の意思を表示しているときは、この限りでない。

3 第一項の場合において、次の各号に掲げる破産債権については、それぞれ当該各号に定める

6 債務者は、免責許可の申立てをしたときは、第二百六十八条第一項の申立て又は再生手続開始の申立てをすることができない。

7 債務者は、次の各号に掲げる申立てをしたときは、第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該各号に定める決定が確定した後でなければ、免責許可の申立てをすることができない。

1 第二百六十八条第一項の申立て

（強制執行の禁止等）

第二百四十九条 免責手続の申立て

第二百四十九条 免責手続の申立て

第一節 免責手続

（免責手続及び復権）

第二百四十九条 免責手続の申立て

第一節 免責手続

一 第二百五十三条第一項各号に掲げる請求権 免責許可の申立てについての決定
二 前号に掲げる請求権以外の破産債権 免責許可の申立てを却下した決定又は免責不許可の決定
(免責についての調査及び報告)

第二百五十四条 裁判所は、破産管財人に、第二百五十二条第一項各号による免責許可の決定をするかどうかの判断に当たって考慮すべき事情についての調査をさせ、その結果を書面で報告させることができる。

2 破産者は、前項に規定する事項について裁判所が行う調査又は同項の規定により破産管財人が行う調査に協力しなければならない。
(免責についての意見申述)

2 破産者は、前項に規定する事項について裁判所が行う調査又は同項の規定により破産管財人が行う調査に協力しなければならない。

2 破産者は、前項に規定する事項について裁判所は、免責許可の申立てがあつたときは、破産手続開始の原因となる事実があることを知りながら、当該事実がないと信じての調査をさせ、その結果を書面で報告させることができる。

2 破産者は、前項に規定する事項について裁判所が行う調査又は同項の規定により破産管財人が行う調査に協力しなければならない。
(免責についての意見申述)

2 破産者は、前項に規定する事項について裁判所は、免責許可の申立てがあつたときは、破産手続開始の原因となる事実があることを知りながら、当該事実がないと信じての調査をさせ、その結果を書面で報告させることができる。

2 破産者は、前項に規定する事項について裁判所は、免責許可の申立てがあつたときは、破産手続開始の原因となる事実があることを知りながら、当該事実がないと信じての調査をさせ、その結果を書面で報告させることができる。

2 破産者は、前項に規定する事項について裁判所は、免責許可の申立てがあつたときは、破産手続開始の原因となる事実があることを知りながら、当該事実がないと信じての調査をさせ、その結果を書面で報告せることができる。

消滅に関する行為であつて、債務者の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が債務者の義務に属しないものをしたこと。
四 浪費又は賭博その他の射幸行為をしたことによつて著しく財産を減少させ、又は過大な債務を負担したこと。

五 破産手続開始の申立てがあつた日の一年前の日から破産手続開始の原因となる事実がある間に、破産手続開始の原因となる事実があることを知りながら、当該事実がないと信じての調査をさせ、その結果を書面で報告させることができる。

六 業務及び財産の状況に関する帳簿、書類その他の物件を隠滅し、偽造し、又は変造したこと。
七 虚偽の債権者名簿(第二百四十八条第五項の規定により債権者名簿とみなされる債権者一覧表を含む)次条第一項第六号において同じ)を提出したこと。

八 破産手続において裁判所が行う調査において、説明を拒み、又は虚偽の説明をしたこと。

九 不正の手段により、破産管財人、保全管理人、破産管財人代理又は保全管理人代理の職務を妨害したこと。
十 次のイからハまでに掲げる事由のいずれかがある場合において、それぞれイからハまでに定める日から七年以内に免責許可の申立てを妨害したこと。
イ 免責許可の決定が確定したこと 当該免責許可の決定が確定したこと

十一 民事再生法(平成十一年法律第二百二十号)第二百三十九条第一項に規定する給付所得者等再生における再生計画が遂行されたこと 当該再生計画認可の決定の確定の日

十二 民事再生法第二百三十五条第一項(同法第二百四十四条において準用する場合を含む。)に規定する免責の決定が確定したこと

十三 当該免責の決定に係る再生計画認可の決定の確定の日

十四 第二百五十三条第一項第一号、第四十一条又は第二百五十五条第一項に規定する義務その他のこの法律に定める義務に違反したこと。

他一切の事情を考慮して免責を許可することが相当であると認めるときは、免責許可の決定をすることができる。
六 破産者が知りながら債権者名簿に記載した請求権(当該破産者について破産手続開始の決定があつたことを知っていた者の有する請求権を除く。)

三 裁判所は、免責許可の決定をしたときは、直ちに、その裁判書を破産者及び破産管財人に、その決定の主文を記載した書面を破産債権者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

四 第二百五十三条第一項の規定にかかるわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による免責の効力は、租税条約等実施特例法第十一条第一項の規定は、適用しない。

五 免責許可の決定は、確定しなければその効力を生じない。

六 前項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

七 免責許可の決定は、確定しなければその効力を生じない。

八 第二百五十三条第一項の規定が確定したときは、破産者は、破産手続による配当を除き、破産債権について、その責任を免れる。ただし、次に掲げる請求権については、この限りでない。

九 税等の請求権(共助対象外国租税の請求権を除く。)

十 破産者が悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権

五 権用関係に基づいて生じた使用者の請求権及び使用人の預り金の返還請求権
六 破産者が知りながら債権者名簿に記載した請求権(当該破産者について破産手続開始の決定があつたことを知っていた者の有する請求権を除く。)

七 罰金等の請求権

二 免責許可の決定は、破産債権者が破産者の債務を負担する者に対する有する権利及び破産者以外の者が破産債権者のために供した担保に影響を及ぼさない。

三 免責許可の決定が確定した場合においては、破産債権者表があるときは、裁判所書記官は、これを免責許可の決定が確定した旨を記載しなければならない。

四 第二百五十三条第一項の規定にかかるわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による免責の効力は、租税条約等実施特例法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

五 免責取消しの決定

六 裁判所は、免責取消しの決定をしたときは、直ちに、その裁判書を破産者及び申立人に、その決定の主文を記載した書面を破産債権者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

七 第二百五十四条 第二百六十五条の罪について破産者に対する有罪の判決が確定したときは、裁判所は、破産債権者の申立てにより又は職権で、免責取消しの決定をすることができる。破産者の不正の方法によって免責許可の決定がされた場合において、破産債権者が当該免責許可の決定があつた後一年以内に免責取消しの申立てをしたときも 同様とする。

八 民法第七百五十二条の規定による夫婦間の協力及び扶助の義務

又は虚偽の説明をしたときは、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれをお咎めする。

第二百七十二条 偽計又は威力を用いて、破産管財人、保全管理人、破産管財人代理又は保全管理人代理の職務を妨害した者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(取締罪)

第二百七十三条 破産管財人、保全管理人、破産管財人代理又は保全管理人代理（次項において「破産管財人等」という。）が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

前項の場合において、その破産管財人等が公正の請託を受けたときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

前項の場合において、その保全管理人が法人である場合において、破産管財人又は保全管理人の職務を行ったときは、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

前項の場合において、その役員又は職員が、その破産管財人又は保全管理人の職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

前項の場合において、その役員又は職員が正の請託を受けたときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

前項の場合において、その役員又は職員が、その破産管財人又は保全管理人の職務に関し、賄賂を收受し、又はこれを併科する。

前項の場合において、その役員又は職員が公正の請託を受けたときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

前項の場合において、その役員又は職員が正の請託を受けたときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

前各項の場合において、犯人又は法人である破産管財人若しくは保全管理人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第六条 破産債権者若しくは代理委員又はこれら者の代理人、役員若しくは職員が、債権者集会の期日における議決権の行使又は第三百三十九条第二項第二号に規定する書面等投票による議決権の行使に関して、不正の請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百萬円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七条 破産管財人若しくは保全管理人若しくは代理人、役員若しくは職員が、債務者集会の期日における議決権の行使又は第三百三十九条第一項第二号に規定する書面等投票による議決権の行使に関して、不正の請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百萬円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八条 前各項の場合において、犯人又は法人である破産管財人若しくは保全管理人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超過しない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 破産法（大正十一年法律第七十一号）は、廃止する。

附 则

（施行期日）

（国外犯）

（兩罰規定）

（同項の罪）

（適用する経過措置）

（附則第三条）

（附則第四号）

（附則第五号）

（附則第六号）

（附則第七号）

（附則第八号）

（附則第九号）

（附則第十号）

（附則第十一号）

（附則第十二号）

（附則第十三号）

（附則第十四号）

（附則第十五号）

（附則第十六号）

（附則第十七号）

（附則第十八号）

（附則第十九号）

（附則第二十号）

（附則第二十一号）

（附則第二十二号）

（附則第二十三号）

（附則第二十四号）

（附則第二十五号）

（附則第二十六号）

（附則第二十七号）

（附則第二十八号）

（附則第二十九号）

（附則第三十号）

（附則第三十一号）

（附則第三十二号）

（附則第三十三号）

（附則第三十四号）

（附則第三十五号）

（附則第三十六号）

（附則第三十七号）

（附則第三十八号）

（附則第三十九号）

（附則第四十号）

（附則第四十一号）

（附則第四十二号）

（附則第四十三号）

（附則第四十四号）

（附則第四十五号）

（附則第四十六号）

（附則第四十七号）

（附則第四十八号）

（附則第四十九号）

（附則第五十号）

（附則第五十一号）

（附則第五十二号）

（附則第五十三号）

（附則第五十四号）

（附則第五十五号）

（附則第五十六号）

（附則第五十七号）

（附則第五十八号）

（附則第五十九号）

（附則第六十号）

（附則第六十一号）

（附則第六十二号）

（附則第六十三号）

（附則第六十四号）

（附則第六十五号）

（附則第六十六号）

（附則第六十七号）

（附則第六十八号）

（附則第六十九号）

（附則第七十号）

（附則第七十一号）

（附則第七十二号）

（附則第七十三号）

（附則第七十四号）

（附則第七十五号）

（附則第七十六号）

（附則第七十七号）

（附則第七十八号）

（附則第七十九号）

（附則第八十号）

（附則第八十一号）

（附則第八十二号）

（附則第八十三号）

（附則第八十四号）

（附則第八十五号）

（附則第八十六号）

（附則第八十七号）

（附則第八十八号）

（附則第八十九号）

（附則第九十号）

（附則第九十一号）

（附則第九十二号）

（附則第九十三号）

（附則第九十四号）

（附則第九十五号）

（附則第九十六号）

（附則第九十七号）

（附則第九十八号）

（附則第九十九号）

（附則第一百号）

（附則第一百一号）

（附則第一百二号）

（附則第一百三号）

（附則第一百四号）

（附則第一百五号）

（附則第一百六号）

（附則第一百七号）

（附則第一百八号）

（附則第一百九号）

（附則第一百十号）

（附則第一百十一号）

（附則第一百十二号）

（附則第一百十三号）

（附則第一百十四号）

（附則第一百十五号）

（附則第一百十六号）

（附則第一百十七号）

（附則第一百十八号）

（附則第一百十九号）

（附則第一百二十号）

（附則第一百二十一号）

（附則第一百二十二号）

（附則第一百二十三号）

（附則第一百二十四号）

（附則第一百二十五号）

（附則第一百二十六号）

（附則第一百二十七号）

（附則第一百二十八号）

（附則第一百二十九号）

（附則第一百三十号）

（附則第一百三十一号）

（附則第一百三十二号）

（附則第一百三十三号）

（附則第一百三十四号）

（附則第一百三十五号）

（附則第一百三十六号）

（附則第一百三十七号）

（附則第一百三十八号）

（附則第一百三十九号）

（附則第一百四十号）

（附則第一百四十一号）

（附則第一百四十二号）

（附則第一百四十三号）

（附則第一百四十四号）

（附則第一百四十五号）

（附則第一百四十六号）

（附則第一百四十七号）

（附則第一百四十八号）

（附則第一百四十九号）

（附則第一百五十号）

（附則第一百五十一号）

（附則第一百五十二号）

（附則第一百五十三号）

（附則第一百五十四号）

（附則第一百五十五号）

（附則第一百五十六号）

（附則第一百五十七号）

（附則第一百五十八号）

（附則第一百五十九号）

（附則第一百六十号）

（附則第一百六十ー号）

（附則第一百六十ー号）</

<p>附 則 (平成一八年一二月一五日法律第一〇九号) 抄 この法律は、新信託法の施行の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年五月二十五日法律第五号) 抄 この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年六月一日法律第五十七号) 抄 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>

<p>附 則 (平成二三年六月三日法律第六一四号) 抄 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という)から施行する。</p> <p>附 則 (平成二四年六月二十四日法律第七四号) 抄 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二四年三月三一日法律第一六号) 抄 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して二十九日を経過した日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二四年四月一日法律第一六号) 抄 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して二十九日を経過した日から施行する。</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二十九日を経過した日から施行する。</p>

<p>附 則 (平成二九年六月二日法律第四五号) 抄 (施行期日) この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一から五まで 略</p> <p>六 次に掲げる規定 平成二十五年七月一日</p> <p>七十八条までの規定</p> <p>(罰則の適用に関する経過措置)</p> <p>第七十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされる。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第八十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p>
--

<p>附 則 (令和元年五月一七日法律第二二号) 抄 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第二十条の規定 公布の日</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p>
--

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第五十二条第一項の改正規定及び附則第一百二十五条の規定公布の日

四 第二条中民事訴訟法第八十七条の次に一条を加える改正規定及び第八条の規定並びに付

第八十七条中「犯の被害者等の権利と利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」(平成十二年法律第七十五号)第四十条の改正規定(「第八十七条」の下に「、第四十

八十七条の二」を加える部分に限る。)、附則第八十八条、第九十三条、第九十六条及び第

百三十三条の規定並びに附則第百十八条中消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事裁判に凭る手続二項の規定を除く

の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）第五十三条の改正規定（第八十七条の下二句、第八十七条の二二

（第八二二条の二に規定するところを加える部分に限る。）公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定め

（政令への委任） る日

百二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定め。

定める
附則（令和四年六月一七日法律第六八号）

（施行期日）
この法律は、刑法等一部改正法施行日から施

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一
五百九条の規定 公布の日
附 則（令和五年五月二六日法律第三四

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（令和五年六月一四日法律第五三二号）

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

中「家庭裁判所及び」とあるのは、「高等裁判所及び」(一)を加える部分に限る)、同法第二百六十一条第一項第六号の改正規定及び同法第二百六十一条第五項の改正規定、第三百四十一條中国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第七十条の改正規定、同法第七十五条第一項の改正規定、同法第八十条に一項を加える改正規定及び同法第三百三十三条第六項の改正規定並びに第三百五十六条中消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第五十三条の改正規定(一、第八十七条の二)を削る部分に限る)、民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日